

条 例 議 案 の 概 要

—平成28年3月定例会—

目 次

議案第 17 号	盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について	1
議案第 18 号	盛岡市建築審査会条例の一部を改正する条例について	3
議案第 19 号	盛岡市行政不服審査条例について	5
議案第 20 号	盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例 について	7
議案第 21 号	盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条 例について	16
議案第 22 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	18
議案第 23 号	盛岡市職員の退職管理に関する条例について	20
議案第 24 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	21
議案第 25 号	盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例について	69
議案第 26 号	盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	72
議案第 27 号	盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	78
議案第 28 号	盛岡市子ども未来基金条例について	81
議案第 29 号	盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について	82
議案第 30 号	盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広 域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条 例について	87
議案第 31 号	盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正 する条例について	88
議案第 32 号	盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例について	90
議案第 33 号	盛岡市消防団設置条例の一部を改正する条例について	92
議案第 34 号	盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について	94
議案第 35 号	盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について	95
議案第 36 号	盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する条例について	98
議案第 37 号	盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について	99
議案第 38 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	101
議案第 39 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	104
議案第 40 号	盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について	106
議案第 41 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	108
議案第 42 号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例について	110

議案第 17 号

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

民生委員の任期が平成28年11月30日に満了するに当たり、世帯数が多い担当地区の分割及び複数の町内会、自治会等で構成される担当地区の解消を行うことにより、民生委員が活動しやすい環境を整備し、地域福祉の向上を図るため、民生委員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

民生委員の定数を 574人から 591人に改める。

3 施行期日

平成28年12月 1 日

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市民生委員定数条例 平成26年3月26日条例第2号</p> <p><u>改正</u> <u>平成28年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市民生委員定数条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を<u>591人</u>とする。</p> <p>附 則 略 <u>附 則（平成28年条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、平成28年12月1日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市民生委員定数条例 平成26年3月26日条例第2号</p> <p>盛岡市民生委員定数条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を<u>574人</u>とする。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 18 号

盛岡市建築審査会条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）第17条の規定による建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正により、条例への委任事項に建築審査会の委員の任期が追加されることから、当該任期を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行うこととする。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市建築審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市建築審査会条例 昭和48年3月29日条例第2号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市建築審査会条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第83条の規定に基づき、盛岡市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織)</p> <p>第2条 審査会は、委員7人をもつて組織する。 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。 (招集)</p> <p>第3条 審査会は、会長が招集する。 (会議)</p> <p>第4条 会長は、会議の議長となる。 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、都市整備部において処理する。 (補則)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p>	<p>○盛岡市建築審査会条例 昭和48年3月29日条例第2号 改正 略 盛岡市建築審査会条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第83条の規定に基づき、盛岡市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織)</p> <p>第2条 審査会は、委員7人をもつて組織する。 (招集)</p> <p>第3条 審査会は、会長が招集する。 (会議)</p> <p>第4条 会長は、会議の議長となる。 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)</p> <p>第5条 審査会の庶務は、都市整備部において処理する。 (補則)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p>

改正後	改正前
<p>附 則 略 <u>附 則(平成28年条例第 号)</u> この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 略</p>

議案第 19 号

盛岡市行政不服審査条例について

1 制定の趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び法を施行するため必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 弁明書の添付書類（第2条関係）

処分庁が盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）の規定に基づく調書等の書面を保有する場合には、処分についての審査請求に対する弁明書に当該書面を添付するものとする。

(2) 審査請求人等による書面の閲覧等

ア 審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、審理手続が終結するまでの間、審理員又は審査庁に対し、(1)の書面の閲覧又は当該書面の写し等の交付を求めることができる。（第3条第1項関係）

イ 審理員又は審査会は、閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書面を提出した者の意見を聴かななければならない。（第3条第2項関係）

ウ 書面の写し等の交付を受ける審査請求人等は、手数料を納付しなければならない。（第3条第4項関係）

(3) 手数料

ア (2)ウの手数料及び審査請求人等が法の規定に基づき弁明書に添付した書面等の写し等の交付を受ける際に納付する手数料（他の法令において法の規定を準用する場合の手数料を含む。）の額は、次に定める額とする。

(7) 書面等を複写機により用紙の片面又は両面に複写したもの（日本工業規格A列3版以下の大きさのもので白黒で複写したものに限る。）を交付する場合 用紙の片面1枚につき10円（第4条第1項第1号関係）

(4) 電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に出力したもの（日本工業規格A列3版以下の大きさのもので白黒で複写したものに限る。）を交付する場合 用紙の片面1枚につき10円（第4条第1項第2号関係）

(9) (7)及び(4)以外の場合 実費の範囲内で規則で定める額（第4条第1項第3号関係）

イ 手数料は、書面の写し等を交付する際に徴収する。（第4条第2項関係）

ウ 審理員又は審査会は、書面の写し等の交付を受ける審査請求人等に経済的困難その他特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。（第5条第1項関係）

(4) 盛岡市行政不服審査会の設置

ア 盛岡市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、委員5人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。（第7条第1項関係）

イ 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(第7条第2項関係)

ウ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。(第7条第4項関係)

エ 審査会は、市長が招集する。(第9条第1項関係)

(5) 罰則 (第15条関係)

(4) ウに違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 20 号

盛岡市情報公開条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に伴い、行政文書の開示の決定等及び個人情報の開示の決定等に係る審査請求について審理員の指名を行わないこととするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）の一部改正

ア 行政文書の開示の決定等に係る審査請求について、審理員の指名をしなければならない法の規定を適用しないこととする。（第19条の2関係）

イ 盛岡市情報公開審査会に諮問しなければならない場合に、行政文書の開示の請求に係る不作為についての審査請求があったときを加える。（第20条第1項関係）

ウ 盛岡市情報公開審査会は、審査請求人等が提出した主張書面等の写しを、当該主張書面等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。（第31条第1項関係）

エ 盛岡市情報公開審査会は、ウによる送付をし、又は主張書面等の閲覧をさせようとするときは、当該主張書面等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないものとする。（第31条第3項関係）

(2) 盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）の一部改正

ア 個人情報の開示の決定等に係る審査請求について、審理員の指名をしなければならない法の規定を適用しないこととする。（第39条の2関係）

イ 盛岡市個人情報保護審査会に諮問しなければならない場合に、個人情報の開示の請求等に係る不作為についての審査請求があったときを加える。（第40条第1項関係）

ウ 盛岡市個人情報保護審査会は、審査請求人等が提出した主張書面等の写しを、当該主張書面等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。（第51条第1項関係）

エ 盛岡市個人情報保護審査会は、ウによる送付をし、又は主張書面等の閲覧をさせようとするときは、当該主張書面等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないものとする。（第51条第3項関係）

3 施行期日

平成28年4月1日

【第1条】盛岡市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市情報公開条例 平成12年12月26日条例第51号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市情報公開条例 盛岡市公文書公開条例（昭和63年条例第35号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 行政文書の開示（第5条～第19条）</p> <p>第3章 審査請求（第19条の2～第22条）</p> <p>第4章 審査会（第23条～第35条）</p> <p>第5章 雑則（第36条～第41条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第31条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員</p>	<p>○盛岡市情報公開条例 平成12年12月26日条例第51号 改正 略</p> <p>盛岡市情報公開条例 盛岡市公文書公開条例（昭和63年条例第35号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 行政文書の開示（第5条～第19条）</p> <p>第3章 不服申立て等（第20条～第22条）</p> <p>第4章 審査会（第23条～第35条）</p> <p>第5章 雑則（第36条～第41条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員</p>

改正後	改正前
<p>会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。</p> <p>第3条から第19条まで 略</p> <p>第3章 審査請求 （審理員の指名等の適用除外）</p> <p>第19条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。 （審査会への諮問等）</p> <p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、盛岡市情報公開審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の提出があった場合にあっては、当該弁明書の写し及び当該反論書又は当該意見書の写し）を添えてしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。</p>	<p>会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。</p> <p>第3条から第19条まで 略</p> <p>第3章 不服申立て等</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第20条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、盛岡市情報公開審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>ばならない。 (諮問をした旨の通知) 21条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>第4章 審査会 (設置等)</p> <p>23条 第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度に関し実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第24条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有す</p>	<p>ばならない。 (諮問をした旨の通知) 第21条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>第4章 審査会 (設置等)</p> <p>第23条 第20条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度に関し実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第24条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有す</p>

改正後	改正前
<p>る者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>(会長)</p> <p>第25条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第26条 審査会は、会長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>	<p>る者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>(会長)</p> <p>第25条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第26条 審査会は、会長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に<u>その主張を記載した書面</u>（以下「<u>主張書面</u>」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 （意見の陳述）</p> <p>第28条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 （<u>主張書面等の提出</u>）</p> <p>第29条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、<u>主張書面</u>又は資料を提出することができる。ただし、審査会が<u>主張書面</u>又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 （委員による調査手続）</p> <p>第30条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定に基づき提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項の規定による<u>審査請求人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。 （<u>提出資料の写しの送付等</u>）</p> <p>第31条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は第29条の規定による<u>主張書面</u>又は資料の提出があったときは、当該<u>主張書面</u>又は資料の写し（<u>磁気的記録</u>（<u>電子的方式</u>、<u>磁気的方式</u>その他の知覚によっては認識することが</p>	<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に<u>意見書</u>又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 （意見の陳述）</p> <p>第28条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 （<u>意見書等の提出</u>）</p> <p>第29条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、<u>意見書</u>又は資料を提出することができる。ただし、審査会が<u>意見書</u>又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 （委員による調査手続）</p> <p>第30条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定に基づき提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項の規定による<u>不服申立人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。 （<u>提出資料の閲覧</u>）</p>

改正後	改正前
<p>とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供するものをいう。次項において同じ。）にあっては、記録された事項を記載した書面）を当該<u>主張書面</u>又は資料を提出した<u>審査請求人等</u>以外の<u>審査請求人等</u>に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された<u>主張書面</u>又は資料の<u>閲覧</u>（<u>磁気的記録</u>にあっては、<u>記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧</u>）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による<u>閲覧</u>をさせようとするときは、当該送付又は<u>閲覧</u>に係る<u>主張書面</u>又は資料を提出した<u>審査請求人等</u>の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、第2項の<u>閲覧</u>について、日時及び場所を指定することができる。 （調査審議手続の非公開）</p> <p>第32条 審査会の行う<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 （答申書の送付等）</p> <p>第33条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 （庶務）</p> <p>第34条 審査会の庶務は、総務部において処理する。 （委任）</p> <p>第35条 第23条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p> <p>第5章 略</p>	<p>第31条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された<u>意見書</u>又は資料の<u>閲覧</u>を_____を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の<u>閲覧</u>について、日時及び場所を指定することができる。 （調査審議手続の非公開）</p> <p>第32条 審査会の行う<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 （答申書の送付等）</p> <p>第33条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 （庶務）</p> <p>第34条 審査会の庶務は、総務部において処理する。 （委任）</p> <p>第35条 第23条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p> <p>第5章 略</p>

改正後	改正前
<p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 盛岡市情報公開条例第11条各項の決定（以下「行政文書開示決定等」という。）又は同条例第5条の規定による行政文書の開示の請求（以下「行政文書開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた行政文書開示決定等又はこの条例の施行前にされた行政文書開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 略</p>

【第2条】盛岡市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市個人情報保護条例</p> <p>平成16年3月31日条例第7号</p> <p>改正 略</p> <p>平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市個人情報保護条例</p> <p>盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年条例第4号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条）</p> <p>第2章 実施機関が保有する個人情報の保護</p> <p>第1節 適正な取扱いの確保（第4条～第10条）</p> <p>第2節 開示（第11条～第25条）</p> <p>第3節 訂正（第26条～第33条）</p> <p>第4節 利用停止（第34条～第39条）</p> <p>第5節 審査請求（第39条の2～第42条）</p> <p>第3章 附属機関</p> <p>第1節 盛岡市個人情報保護審査会（第43条～第55条）</p> <p>第2節 盛岡市個人情報保護審議会（第56条～第61条）</p> <p>第4章 雑則（第62条～第66条）</p> <p>第5章 罰則（第67条～第72条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれ</p>	<p>○盛岡市個人情報保護条例</p> <p>平成16年3月31日条例第7号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市個人情報保護条例</p> <p>盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年条例第4号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条）</p> <p>第2章 実施機関が保有する個人情報の保護</p> <p>第1節 適正な取扱いの確保（第4条～第10条）</p> <p>第2節 開示（第11条～第25条）</p> <p>第3節 訂正（第26条～第33条）</p> <p>第4節 利用停止（第34条～第39条）</p> <p>第5節 不服申立て（第40条～第42条）</p> <p>第3章 附属機関</p> <p>第1節 盛岡市個人情報保護審査会（第43条～第55条）</p> <p>第2節 盛岡市個人情報保護審議会（第56条～第61条）</p> <p>第4章 雑則（第62条～第66条）</p> <p>第5章 罰則（第67条～第72条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれ</p>

改正後	改正前
<p>る氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>第51条第1項及び第2項を除き、以下同じ。</u>）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>イ 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第3条 略</p> <p>第2章 実施機関が保有する個人情報の保護</p> <p>第1節から第4節まで 略</p> <p>第5節 審査請求</p> <p><u>（審理員の指名等の適用除外）</u></p> <p><u>第39条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政</u></p>	<p>る氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>以下同じ。</u>）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>イ 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第3条 略</p> <p>第2章 実施機関が保有する個人情報の保護</p> <p>第1節から第4節まで 略</p> <p>第5節 不服申立て</p>

改正後	改正前
<p><u>不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（審査会への諮問等）</u></p> <p>第40条 開示決定等、訂正決定等、<u>利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求</u>があったときは、当該審査請求に対する<u>裁決</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく盛岡市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）</u>。</p> <p>(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。</u></p> <p>(4) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。</u></p> <p>2. <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の提出があった場合にあっては、当該弁明書の写し及び当該反論書又は当該意見書の写し）を添えてしなければならない。</u></p>	<p><u>（審査会への諮問等）</u></p> <p>第40条 開示決定等、訂正決定等又は<u>利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく盛岡市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき、ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>(3) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</u></p> <p>(4) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該<u>審査請求</u>についての裁決_____をしなければならない。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第41条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人</u>（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る個人情報の開示について反対意見を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第42条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決を_____する場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決_____</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る個人情報を開示する旨の裁決_____（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第3章 附属機関</p> <p>第1節 盛岡市個人情報保護審査会</p> <p>（設置）</p> <p>第43条 第40条第1項の規定による諮問に応じ<u>審査請求</u>について調査審議するため、市長の附属機関として盛岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該<u>不服申立て</u>についての裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第41条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等_____について反対意見を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第42条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決又は決定_____</p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等_____に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定_____（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第3章 附属機関</p> <p>第1節 盛岡市個人情報保護審査会</p> <p>（設置）</p> <p>第43条 第40条第1項の規定による諮問に応じ<u>不服申立て</u>について調査審議するため、市長の附属機関として盛岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第44条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>（会長）</p> <p>第45条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第46条 審査会は、市長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第47条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。</p>	<p>（組織）</p> <p>第44条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>（会長）</p> <p>第45条 審査会に会長を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第46条 審査会は、市長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第47条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。</p>

改正後	改正前
<p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく行政文書の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）にその主張を記載した書面（以下「<u>主張書面</u>」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>（意見の陳述）</p>	<p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく行政文書の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に<u>意見書</u>又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>（意見の陳述）</p>
<p>第48条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第48条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>（<u>主張書面等の提出</u>）</p>	<p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>（<u>意見書等の提出</u>）</p>
<p>第49条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、<u>主張書面</u>又は資料を提出することができる。ただし、審査会が<u>主張書面</u>又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>（委員による調査手続）</p>	<p>第49条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、<u>意見書</u>又は資料を提出することができる。ただし、審査会が<u>意見書</u>又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>（委員による調査手続）</p>
<p>第50条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第47条第1項の規定に基づき提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第48条第1項の規定による<u>審査請求人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>（<u>提出資料の写しの送付等</u>）</p>	<p>第50条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第47条第1項の規定に基づき提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定に基づく調査をさせ、又は第48条第1項の規定による<u>不服申立人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>（<u>提出資料の閲覧</u>）</p>
<p>第51条 審査会は、第47条第3項若しくは第4項又は第49条の規定による主</p>	

改正後	改正前
<p><u>主張書面</u>又は資料の提出があったときは、当該<u>主張書面</u>又は資料の写し（<u>電磁的記録</u>（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供するものをいう。次項において同じ。）にあっては、<u>記録された事項を記載した書面</u>）を当該<u>主張書面</u>又は資料を提出した<u>審査請求人等</u>以外の<u>審査請求人等</u>に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	
<p>2 審査会は、審査会に提出された<u>主張書面</u>又は資料について<u>審査請求人等</u>から閲覧（<u>電磁的記録</u>にあっては、<u>記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧</u>）の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第51条 審査会は、審査会に提出された<u>意見書</u>又は資料について<u>不服申立人等</u>から閲覧 _____の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに<u>応ずるよう努めなければならない</u>。</p>
<p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る<u>主張書面</u>又は資料を提出した<u>審査請求人等</u>の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	
<p>4 審査会は、第2項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>（調査審議手続の非公開）</p>	<p>2 審査会は、<u>前項</u>の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>（調査審議手続の非公開）</p>
<p>第52条 審査会の行う<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>（答申書の送付等）</p>	<p>第52条 審査会の行う<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>（答申書の送付等）</p>
<p>第53条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>（庶務）</p>	<p>第53条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>（庶務）</p>
<p>第54条 審査会の庶務は、総務部において処理する。</p> <p>（会長への委任）</p>	<p>第54条 審査会の庶務は、総務部において処理する。</p> <p>（会長への委任）</p>
<p>第55条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会</p>	<p>第55条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会</p>

改正後	改正前
<p>長が審査会に諮って定める。</p> <p>第2節 略</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(適用除外)</p> <p>第62条 次に掲げる個人情報については、第2章の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報</p> <p>(2) 統計法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報</p> <p>(3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>2 刑の執行に関する事項を記録する個人情報については、第2章第2節から第5節までの規定は、適用しない。</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第63条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理がなされるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(実施状況の公表)</p> <p>第64条 市長は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p> <p>(出資法人)</p> <p>65条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨のっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第66条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>長が審査会に諮って定める。</p> <p>第2節 略</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(適用除外)</p> <p>第62条 次に掲げる個人情報については、第2章の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報</p> <p>(2) 統計法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報</p> <p>(3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>2 刑の執行に関する事項を記録する個人情報については、第2章第2節から第5節までの規定は、適用しない。</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第63条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理がなされるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(実施状況の公表)</p> <p>第64条 市長は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p> <p>(出資法人)</p> <p>第65条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨のっとり、当該法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第66条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

改正後	改正前
<p>第5章 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則(平成28年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>3 <u>盛岡市個人情報保護条例第17条各項の決定、同条例第29条各項の決定若しくは同条例第37条各項の決定(以下「個人情報開示決定等」という。)</u> <u>又は同条例第11条第1項の規定による開示の請求、同条例第26条第1項の規定による訂正の請求若しくは同条例第34条第1項若しくは同条例第34条の2第1項の規定による利用停止の請求(以下「個人情報開示請求等」という。)</u>に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた個人情報開示決定等又はこの条例の施行前にされた個人情報開示請求等に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>第5章 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 21 号

盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の改正に伴い、任命権者が市長に報告しなければならない事項を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 任命権者が市長に対して報告しなければならない事項に次に掲げる事項を加える。

ア 人事評価の状況

イ 休業の状況

ウ 退職管理の状況

(2) 任命権者が市長に対して報告しなければならない事項から勤務成績の評定の状況を削る。

3 施行期日

平成28年4月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日条例第6号</p> <p>改正 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任命権者の報告の時期)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 任免及び人数の状況</p> <p>(2) 人事評価の状況</p> <p>(3) 給与の状況</p> <p>(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 休業の状況</p> <p>(6) 分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(7) サービスの状況</p> <p>(8) 退職管理の状況</p> <p>(9) 研修_____の状況</p> <p>(10) 福祉及び利益の保護の状況</p>	<p>○盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月30日条例第6号</p> <p>盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任命権者の報告の時期)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 任免及び人数の状況</p> <p>(2) 給与の状況</p> <p>(3) 勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(5) サービスの状況</p> <p>(6) 研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(7) 福祉及び利益の保護の状況</p>

改正後	改正前
<p>(11) その他市長が必要と認める事項 (公平委員会の報告の時期)</p> <p>第4条 公平委員会は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 職員に対する不利益な処分に關する不服申立ての状況</p> <p>(3) 職員の苦情の処理の状況</p> <p>(公表の時期)</p> <p>第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第7条 前条の公表は、盛岡市公告式条例(平成16年条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則(平成28年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成28年度以後の年度における人事行政の運営の状況の報告について適用し、平成27年度以前の年度における人事行政の運営の状況の報告については、なお従前の例による。</p>	<p>(8) その他市長が必要と認める事項 (公平委員会の報告の時期)</p> <p>第4条 公平委員会は、毎年8月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 職員に対する不利益な処分に關する不服申立ての状況</p> <p>(3) 職員の苦情の処理の状況</p> <p>(公表の時期)</p> <p>第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第7条 前条の公表は、盛岡市公告式条例(平成16年条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 22 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行(人)	改正後(人)	増減(人)
市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	1,498(うち福祉事務所 114)	1,504(うち福祉事務所 123)	6(うち福祉事務所 9)
水道事業及び下水道事業	199	199	0
病院事業	220	220	0
議会の事務部局	15	15	0
教育委員会の事務部局	76	76	0
学校	240	234	△6
学校以外の教育機関	53	53	0
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,328	2,328	0

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																								
<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1,504人</td> <td>うち123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td style="text-align: center;">199人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td style="text-align: center;">220人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">76人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">234人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td style="text-align: center;">53人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,504人	うち123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	199人		病院事業	220人		議会の事務部局	15人		教育委員会の事務部局	76人		学校	234人		学校以外の教育機関	53人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1,498人</td> <td>うち114人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td style="text-align: center;">199人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td style="text-align: center;">220人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">76人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">240人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td style="text-align: center;">53人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,498人	うち114人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	199人		病院事業	220人		議会の事務部局	15人		教育委員会の事務部局	76人		学校	240人		学校以外の教育機関	53人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人	
区分	定数	備考																																																																							
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,504人	うち123人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																							
水道事業及び下水道事業	199人																																																																								
病院事業	220人																																																																								
議会の事務部局	15人																																																																								
教育委員会の事務部局	76人																																																																								
学校	234人																																																																								
学校以外の教育機関	53人																																																																								
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																								
監査委員の事務部局	7人																																																																								
農業委員会の事務部局	12人																																																																								
公平委員会の事務部局	2人																																																																								
区分	定数	備考																																																																							
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,498人	うち114人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																							
水道事業及び下水道事業	199人																																																																								
病院事業	220人																																																																								
議会の事務部局	15人																																																																								
教育委員会の事務部局	76人																																																																								
学校	240人																																																																								
学校以外の教育機関	53人																																																																								
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																								
監査委員の事務部局	7人																																																																								
農業委員会の事務部局	12人																																																																								
公平委員会の事務部局	2人																																																																								

改正後	改正前				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">2,328人</td> </tr> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <p>(1) 退職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができることとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成28年条例第 号）</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	合計	2,328人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">2,328人</td> </tr> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <p>(1) 退職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができることとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	合計	2,328人
合計	2,328人				
合計	2,328人				

議案第 23 号

盛岡市職員の退職管理に関する条例について

1 制定の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）の改正に伴い、法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、並びに職員の退職管理の適正を確保するため必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 次長級及び課長級の職に就いていた再就職者による依頼等の規制

法に定める規制のほか、再就職者のうち、次長級及び課長級の職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた市の執行機関の組織等の役職員に対し、契約等事務であって当該職に就いていたときの職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととする。

(2) 管理職職員であった者の再就職情報の届出義務

管理又は監督の地位にある職員の職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人（国、地方公共団体等を除く。）又は営利企業に再就職したときは、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、離職時の任命権者等に届け出なければならないこととする。

(3) 管理職職員であった者の再就職状況の報告及び公表

(2) による届出を受けた者は、当該届出を受けた事項を市長に報告し、市長は毎年度、当該報告を取りまとめ、公表するものとする。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 その他

2の(2)（管理職職員であった者の再就職情報の届出義務）は、平成28年4月1日以後に離職した者について適用する。

議案第 24 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給与の額並びに常勤の特別職の職員及び市議会議員の期末手当の支給割合の改定等をするとともに、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「地公法」という。）の改正に伴い、級別基準職務表を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第 2号）の一部改正

ア 給料表の改定

(7) 平成27年 4月 1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。（第 1条中別表第 1 及び別表第 2 の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表 (1)	医療職給料表 (2)
改定率	0. 25%	0. 36%	0. 28%

(1) 平成28年 4月 1日から、給料表の水準を全体として引き下げる給与制度の総合的見直しを実施し、給料月額を改定する。（第 2条中別表第 1 及び別表第 2 の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表 (1)	医療職給料表 (2)
改定率	△0. 80%	△0. 01%	△0. 75%

また、平成28年 4月 1日から平成31年 3月 31日までの間、給料表の切替えに伴う経過措置を講ずる。（附則第 6項、第 7項及び第 8項関係）

イ 初任給調整手当の改定

初任給調整手当について、平成27年 4月 1日から、医療職給料表 (1) の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を30万 7, 800円（現行30万 7, 000円）に改める。（第 1条中第17条の 2 第 1項の改正規定関係）

ウ 地域手当の支給割合の改定

地域手当について、平成28年 4月 1日から支給割合を次のとおり改める。（第 2条中第25条の 2 第 1項及び第 2項の改正規定関係）

(7) 東京都に所在する勤務所に勤務する職員 20%（現行18%）

(1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 16%（現行15%）

エ 単身赴任手当の改定

単身赴任手当について、平成28年 4月 1日から基礎額を 3万円（現行 2万 3, 000円）に、加算額の限度額を 7万円（現行 4万 5, 000円）に改める。（第 2条中第27条第 2項の改正規定関係）

オ 管理職員特別勤務手当の創設

管理職手当受給職員に対し、臨時・緊急の必要によりやむを得ず週休日、休日等又は平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合に支給される手当として管理職員特別勤務手当を創設し、その内容は次のとおりとする。（第2条中第6章の次に1章を加える改正規定関係）

(7) 週休日等に勤務した場合 勤務1回につき12,000円を超えない範囲で規則で定める額

(i) 平日深夜に勤務した場合 勤務1回につき6,000円を超えない範囲で規則で定める額

カ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項並びに第2条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の改正規定関係）

(7) 再任用職員以外

区 分		現 行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6月期	期末手当	1.20	1.20	1.225
	勤勉手当	0.70	0.70	0.775
12月期	期末手当	1.35	1.40	1.375
	勤勉手当	0.70	0.85	0.775
合 計		3.95	4.15	4.15

(i) 再任用職員

区 分		現 行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6月期	期末手当	0.625	0.625	0.65
	勤勉手当	0.35	0.35	0.375
12月期	期末手当	0.775	0.825	0.80
	勤勉手当	0.35	0.40	0.375
合 計		2.10	2.20	2.20

キ 地公法の改正に伴う改正

(7) 職員の職務を職務の級に分類する際に基準となるべき職務の内容を級別基準職務表に定める。（第2条中第7条及び別表第2の次に1表を加える改正規定関係）

(i) 人事評価制度の実施に伴う必要な規定の整備を行う。（第2条中第33条の5第1項の改正規定関係）

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部改正

ア 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第3条及び第4条中第5条の改正規定関係）

区分	現 行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.55
12月期	1.55	1.70	1.55
合計	2.95	3.10	3.10

イ 地域手当の支給割合の改定

医師である地方公営企業の管理者に支給する地域手当について、平成28年4月1日から支給割合を16%（現行15%）に改める。（第4条中第9条の改正規定関係）

(3) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部改正

ア 管理職員特別勤務手当を創設するほか、必要な規定の整備を行う。（第5条中第10条の次に1条を加える改正規定及び第15条第1項の改正規定関係）

イ 地公法の改正により人事評価制度を実施することに伴う必要な規定の整備を行う。（第5条中第13条の改正規定関係）

(4) 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部改正

退職手当について、平成28年4月1日から調整額を次のとおり改める。（第6条中第7条の5第1項の改正規定関係）

(7) 第1号区分 5万9,550円（現行4万5,850円）

(イ) 第2号区分 5万4,150円（現行4万1,700円）

(ウ) 第3号区分 4万3,350円（現行3万3,350円）

(エ) 第4号区分 3万2,500円（現行2万5,000円）

(オ) 第5号区分 2万7,100円（現行2万850円）

(カ) 第6号区分 2万1,700円（現行1万6,700円）

また、第6号区分について、これまで支給していなかった勤続24年以下の退職者に対しても、他の区分と同様、支給の対象とする。（第6条中第7条の5第4項の改正規定関係）

(5) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第7条及び第8条関係）

区分	現行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.55
12月期	1.55	1.70	1.55
合計	2.95	3.10	3.10

(6) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部改正

ア 管理職員特別勤務手当を創設するほか、必要な規定の整備を行う。（第9条中第14条の次に1条を加える改正規定及び第21条第1項の改正規定関係）

イ 地公法の改正により人事評価制度を実施することに伴う必要な規定の整備を行う。（第5条中第18条の改正規定関係）

(7) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

(7) 平成27年4月1日から給料月額を改め、その改定率を0.10%とする。（第10条中別表の改正規定関係）

(イ) 平成28年4月1日から、給与制度の総合的見直しを実施する一般職に準じ、給料月額を改め、その改定率を△1.02%とする。(第11条中別表の改正規定関係)

イ 期末手当の改定(特定任期付職員)

期末手当の支給割合を次のとおり改める。(第10条及び第11条中第8条第2項の改正規定関係)

区分	現行	改定(27年度)	改定(28年度以降)
6月期	1.40	1.40	1.55
12月期	1.55	1.70	1.55
合計	2.95	3.10	3.10

ウ 管理職員特別勤務手当の創設に伴う改正

特定任期付職員に対して管理職員特別勤務手当を支給することに伴い、必要な規定の整備を行う。(第11条中第8条及び第9条の改正規定関係)

エ 地公法の改正に伴う改正

特定任期付職員の号級を決定する際に基準となるべき職務の内容を定める。(第11条中第6条第2項及び別表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定関係)

(8) 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成21年条例第5号)の一部改正

教員の職務を職務の級に分類する際に基準となるべき職務の内容を定める。(第12条関係)

(9) 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第54号)の一部改正

給料表の一部の級に適用していた特例(号給の増設)を廃止したことに伴い講じている経過措置について、必要な規定の整備を行う。(第13条関係)

3 施行期日

(1) 2-(1) ア(7)・イ・カ(平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(2) ア(平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(5) (平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(7) ア(7)・イ(平成27年度の支給割合改定に係る部分に限る。)

公布の日

(2) 2-(1) ア(1)・ウ・エ・オ・カ(平成28年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。), キ(7), 2-(2) ア(平成28年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。), イ, 2-(3) ア, 2-(4), 2-(5) (平成28年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(6) ア, 2-(7) ア(1)・イ(平成28年度の支給割合改定に係る部分に限る。), ウ・エ, 2-(8), 2-(9) 平成28年4月1日

(3) 2-(1) キ(1), 2-(3) イ, 2-(6) イ 平成29年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条から第17条まで 略</p> <p>第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万7,000円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額4万5,000円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との横衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第18条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条から第17条まで 略</p> <p>第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万7,000円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額4万5,000円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との横衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第18条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び</p>

改正後	改正前
<p>第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の140」とあるのは「100分の82.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>	<p>第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の77.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>

改正後	改正前
<p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日より前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に於いて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p>	<p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日より前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に於いて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成28年条例第 号）</p> <p>（施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第10条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、第3条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職の給与条例」という。）第5条の規定、第7条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬</p>	<p>この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）第7条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>（適用日前の異動者の号給の調整）</p> <p>3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との横衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（給与等の内払）</p> <p>4 改正後の給与条例、改正後の特別職の給与条例、改正後の報酬条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与（盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第10条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職の給与条例の規定による給与、改正後の報酬条例の規定による期末手当及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>（特別の事情による調整）</p> <p>10 特別の事情によりこの条例の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、市長は、他の職員との横衡上必要な調整を行うことが</p>	

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																
<p>できる。</p> <p>（委任）</p> <p>11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1 行政職給料表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th rowspan="2">号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">再任用職員以外の職員</td> <td rowspan="9">再任用職員以外の職員</td> <td>1</td> <td>139.40</td> <td>189.40</td> <td>226.10</td> <td>264.90</td> <td>292.00</td> <td>323.00</td> <td>368.20</td> <td>414.60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>140.50</td> <td>191.20</td> <td>228.00</td> <td>267.00</td> <td>294.30</td> <td>325.30</td> <td>370.80</td> <td>417.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>141.70</td> <td>193.00</td> <td>229.90</td> <td>269.00</td> <td>296.60</td> <td>327.60</td> <td>373.40</td> <td>419.60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>142.80</td> <td>194.80</td> <td>231.70</td> <td>271.10</td> <td>298.90</td> <td>329.90</td> <td>376.00</td> <td>422.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>143.90</td> <td>196.40</td> <td>233.40</td> <td>273.00</td> <td>301.00</td> <td>332.20</td> <td>378.10</td> <td>424.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>145.00</td> <td>198.20</td> <td>235.30</td> <td>275.10</td> <td>303.30</td> <td>334.30</td> <td>380.60</td> <td>426.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>146.10</td> <td>200.00</td> <td>237.20</td> <td>277.20</td> <td>305.60</td> <td>336.50</td> <td>383.10</td> <td>428.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>147.20</td> <td>201.80</td> <td>239.00</td> <td>279.30</td> <td>307.90</td> <td>338.70</td> <td>385.60</td> <td>430.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>148.30</td> <td>203.40</td> <td>240.70</td> <td>281.40</td> <td>310.10</td> <td>340.80</td> <td>388.20</td> <td>432.80</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	1	139.40	189.40	226.10	264.90	292.00	323.00	368.20	414.60		2	140.50	191.20	228.00	267.00	294.30	325.30	370.80	417.10		3	141.70	193.00	229.90	269.00	296.60	327.60	373.40	419.60		4	142.80	194.80	231.70	271.10	298.90	329.90	376.00	422.10		5	143.90	196.40	233.40	273.00	301.00	332.20	378.10	424.00		6	145.00	198.20	235.30	275.10	303.30	334.30	380.60	426.30		7	146.10	200.00	237.20	277.20	305.60	336.50	383.10	428.50		8	147.20	201.80	239.00	279.30	307.90	338.70	385.60	430.70		9	148.30	203.40	240.70	281.40	310.10	340.80	388.20	432.80		<p>別表第1 行政職給料表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th rowspan="2">号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">再任用職員以外の職員</td> <td rowspan="9">再任用職員以外の職員</td> <td>1</td> <td>137.60</td> <td>187.70</td> <td>224.60</td> <td>263.50</td> <td>290.70</td> <td>322.10</td> <td>367.50</td> <td>414.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>138.70</td> <td>189.50</td> <td>226.50</td> <td>265.60</td> <td>293.00</td> <td>324.40</td> <td>370.10</td> <td>416.60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>139.90</td> <td>191.30</td> <td>228.40</td> <td>267.60</td> <td>295.30</td> <td>326.70</td> <td>372.70</td> <td>419.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>141.00</td> <td>193.10</td> <td>230.20</td> <td>269.70</td> <td>297.60</td> <td>329.00</td> <td>375.30</td> <td>421.60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>142.10</td> <td>194.70</td> <td>231.90</td> <td>271.70</td> <td>299.70</td> <td>331.30</td> <td>377.50</td> <td>423.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>143.20</td> <td>196.50</td> <td>233.80</td> <td>273.80</td> <td>302.00</td> <td>333.40</td> <td>380.00</td> <td>425.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>144.30</td> <td>198.30</td> <td>235.70</td> <td>275.90</td> <td>304.30</td> <td>335.60</td> <td>382.50</td> <td>428.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>145.40</td> <td>200.10</td> <td>237.50</td> <td>278.00</td> <td>306.60</td> <td>337.80</td> <td>385.00</td> <td>430.20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>146.50</td> <td>201.80</td> <td>239.20</td> <td>280.10</td> <td>308.80</td> <td>340.00</td> <td>387.60</td> <td>432.30</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	1	137.60	187.70	224.60	263.50	290.70	322.10	367.50	414.10		2	138.70	189.50	226.50	265.60	293.00	324.40	370.10	416.60		3	139.90	191.30	228.40	267.60	295.30	326.70	372.70	419.10		4	141.00	193.10	230.20	269.70	297.60	329.00	375.30	421.60		5	142.10	194.70	231.90	271.70	299.70	331.30	377.50	423.50		6	143.20	196.50	233.80	273.80	302.00	333.40	380.00	425.80		7	144.30	198.30	235.70	275.90	304.30	335.60	382.50	428.00		8	145.40	200.10	237.50	278.00	306.60	337.80	385.00	430.20		9	146.50	201.80	239.20	280.10	308.80	340.00	387.60	432.30	
職員の区分				職務の級	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																																																																																																																																																																				
	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																																																																																						
再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	1	139.40	189.40	226.10	264.90	292.00	323.00	368.20	414.60																																																																																																																																																																																																																							
		2	140.50	191.20	228.00	267.00	294.30	325.30	370.80	417.10																																																																																																																																																																																																																							
		3	141.70	193.00	229.90	269.00	296.60	327.60	373.40	419.60																																																																																																																																																																																																																							
		4	142.80	194.80	231.70	271.10	298.90	329.90	376.00	422.10																																																																																																																																																																																																																							
		5	143.90	196.40	233.40	273.00	301.00	332.20	378.10	424.00																																																																																																																																																																																																																							
		6	145.00	198.20	235.30	275.10	303.30	334.30	380.60	426.30																																																																																																																																																																																																																							
		7	146.10	200.00	237.20	277.20	305.60	336.50	383.10	428.50																																																																																																																																																																																																																							
		8	147.20	201.80	239.00	279.30	307.90	338.70	385.60	430.70																																																																																																																																																																																																																							
		9	148.30	203.40	240.70	281.40	310.10	340.80	388.20	432.80																																																																																																																																																																																																																							
職員の区分	職務の級	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																																																																																																																																																																							
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																																																																																						
再任用職員以外の職員	再任用職員以外の職員	1	137.60	187.70	224.60	263.50	290.70	322.10	367.50	414.10																																																																																																																																																																																																																							
		2	138.70	189.50	226.50	265.60	293.00	324.40	370.10	416.60																																																																																																																																																																																																																							
		3	139.90	191.30	228.40	267.60	295.30	326.70	372.70	419.10																																																																																																																																																																																																																							
		4	141.00	193.10	230.20	269.70	297.60	329.00	375.30	421.60																																																																																																																																																																																																																							
		5	142.10	194.70	231.90	271.70	299.70	331.30	377.50	423.50																																																																																																																																																																																																																							
		6	143.20	196.50	233.80	273.80	302.00	333.40	380.00	425.80																																																																																																																																																																																																																							
		7	144.30	198.30	235.70	275.90	304.30	335.60	382.50	428.00																																																																																																																																																																																																																							
		8	145.40	200.10	237.50	278.00	306.60	337.80	385.00	430.20																																																																																																																																																																																																																							
		9	146.50	201.80	239.20	280.10	308.80	340.00	387.60	432.30																																																																																																																																																																																																																							

		改正後											改正前								
		0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0
10		149.70	205.20	242.60	283.50	312.40	343.00	390.90	434.90			147.90	203.60	241.10	282.20	311.10	342.20	390.30	434.40		
11		151.00	207.00	244.40	285.60	314.70	345.20	393.60	437.00			149.20	205.40	242.90	284.30	313.40	344.40	393.00	436.50		
12		152.30	208.80	246.30	287.70	317.00	347.40	396.30	439.20			150.50	207.20	244.80	286.40	315.70	346.60	395.70	438.70		
13		153.60	210.40	247.90	289.80	319.20	349.40	398.70	440.90			151.80	208.80	246.50	288.50	317.90	348.60	398.20	440.50		
14		155.10	212.30	249.80	291.90	321.40	351.50	401.00	442.80			153.30	210.70	248.40	290.60	320.10	350.70	400.50	442.40		
15		156.60	214.20	251.60	294.00	323.60	353.60	403.30	444.80			154.80	212.60	250.20	292.70	322.30	352.80	402.80	444.40		
16		158.20	216.10	253.40	296.10	325.80	355.70	405.70	446.80			156.40	214.50	252.00	294.80	324.50	354.90	405.20	446.40		
17		159.50	217.80	255.00	298.00	327.80	357.50	407.60	448.70			157.70	216.30	253.70	296.80	326.60	356.80	407.10	448.30		
18		161.00	219.70	257.00	300.10	329.90	359.50	409.60	450.50			159.20	218.20	255.70	298.90	328.70	358.80	409.10	450.10		
19		162.50	221.60	259.00	302.20	332.00	361.50	411.50	452.30			160.70	220.10	257.70	301.00	330.80	360.80	411.00	451.90		
20		164.00	223.50	261.00	304.30	334.00	363.40	413.40	454.10			162.20	222.00	259.70	303.10	332.80	362.70	412.90	453.70		
21		165.40	225.20	262.90	306.20	336.10	365.50	415.00	455.90			163.60	223.70	261.60	305.20	334.90	364.80	414.80	455.50		
22		168.10	227.10	264.80	308.30	338.20	367.40	416.80	457.40			166.30	225.60	263.50	307.30	337.00	366.70	416.60	457.00		
23		170.70	229.00	266.70	310.40	340.30	369.40	418.70	458.90			168.90	227.50	265.40	309.40	339.10	368.70	418.50	458.50		

		改正後											改正前								
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24		173.30	230.90	268.50	312.50	342.40	371.40	420.70	460.40			171.50	229.40	267.20	311.50	341.20	370.70	420.50	460.00		
25		176.00	232.50	270.50	314.40	343.90	373.30	422.50	461.70			174.20	231.00	269.20	313.40	342.80	372.70	422.30	461.40		
26		177.70	234.30	272.40	316.50	345.90	375.30	424.00	462.90			175.90	232.80	271.10	315.50	344.80	374.70	423.80	462.70		
27		179.40	236.00	274.30	318.60	347.90	377.30	425.60	464.10			177.60	234.50	273.00	317.60	346.80	376.70	425.40	464.00		
28		181.10	237.80	276.20	320.70	349.90	379.30	427.20	465.20			179.30	236.30	274.90	319.70	348.80	378.70	427.00	465.20		
29		182.60	239.10	277.90	322.70	351.60	380.90	428.80	466.20			180.80	237.70	276.70	321.70	350.60	380.30	428.60	466.20		
30		184.40	240.60	279.80	324.80	353.50	382.70	430.10	466.90			182.60	239.20	278.60	323.80	352.50	382.10	429.90	466.90		
31		186.20	242.10	281.70	326.90	355.40	384.50	431.40	467.70			184.40	240.70	280.50	325.90	354.40	383.90	431.20	467.70		
32		187.80	243.60	283.60	329.00	357.30	386.20	432.70	468.40			186.10	242.20	282.40	328.00	356.30	385.60	432.50	468.40		
33		189.40	244.90	285.30	330.60	359.20	388.00	433.90	469.10			187.70	243.60	284.10	329.60	358.20	387.40	433.70	469.10		
34		190.90	246.40	287.20	332.60	361.00	389.40	435.20	469.90			189.20	245.10	286.00	331.60	360.00	388.80	435.00	469.90		
35		192.40	247.90	289.10	334.70	362.80	391.00	436.50	470.60			190.70	246.60	287.90	333.70	361.80	390.40	436.30	470.60		
36		193.90	249.50	291.00	336.80	364.50	392.60	437.70	471.40			192.20	248.20	289.80	335.80	363.50	392.00	437.50	471.40		
37		195.20	250.80	292.70	338.70	366.00	394.00	438.90	472.20			193.50	249.50	291.50	337.70	365.00	393.50	438.70	472.20		

改正後										改正前									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	196.50	252.40	294.50	340.70	367.30	395.20	439.70	472.90	0	38	194.80	251.10	293.30	339.70	366.30	394.70	439.50	472.90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	197.80	254.00	296.30	342.70	368.70	396.40	440.40	473.70	0	39	196.10	252.70	295.10	341.70	367.70	395.90	440.30	473.70	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	199.10	255.60	298.10	344.70	370.10	397.60	441.10	474.50	0	40	197.40	254.30	296.90	343.70	369.10	397.10	441.10	474.50	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	200.30	257.00	299.80	346.60	371.60	398.70	441.70	475.30	0	41	198.70	255.70	298.70	345.60	370.60	398.20	441.70	475.30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	201.60	258.40	301.50	348.50	372.50	399.90	442.40	476.00	0	42	200.00	257.10	300.40	347.50	371.50	399.40	442.40	476.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	202.90	259.80	303.20	350.40	373.60	401.10	443.10	476.80	0	43	201.30	258.50	302.10	349.40	372.60	400.60	443.10	476.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	204.20	261.20	304.90	352.30	374.70	402.30	443.80	477.40	0	44	202.60	259.90	303.80	351.30	373.70	401.80	443.80	477.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	205.40	262.30	306.30	353.80	375.40	403.00	444.60	478.20	0	45	203.80	261.10	305.50	352.80	374.50	402.50	444.60	478.20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	206.70	263.70	308.00	355.30	376.30	403.70	445.40	479.00	0	46	205.10	262.50	307.20	354.30	375.40	403.20	445.40	479.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	208.00	265.10	309.70	356.80	377.20	404.40	446.10	479.80	0	47	206.40	263.90	308.90	355.80	376.30	403.90	446.10	479.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	209.30	266.50	311.40	358.30	378.10	405.10	446.90	480.60	0	48	207.70	265.30	310.60	357.30	377.20	404.60	446.90	480.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	210.30	267.80	312.60	360.00	379.10	405.70	447.50	481.40	0	49	208.80	266.60	311.80	359.00	378.20	405.20	447.50	481.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	211.40	269.00	314.20	360.70	379.90	406.30	448.20	482.20	0	50	209.90	267.80	313.40	359.80	379.00	405.90	448.20	482.20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	212.50	270.30	315.80	361.90	380.70	407.00	449.00	483.00	0	51	211.00	269.10	315.00	361.00	379.80	406.60	449.00	483.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後										改正前									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	213.60	271.60	317.40	362.90	381.50	407.70	449.80	483.80	0	52	212.10	270.40	316.60	362.00	380.60	407.30	449.80	483.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	214.80	272.70	319.10	363.80	382.20	408.30	450.40	484.60	0	53	213.30	271.50	318.30	362.90	381.30	408.00	450.40	484.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	215.80	273.80	320.70	364.90	382.90	409.00	451.20	485.40	0	54	214.30	272.70	319.90	364.00	382.00	408.70	451.20	485.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	216.80	275.10	322.30	365.90	383.60	409.70	452.00	486.20	0	55	215.30	274.00	321.50	365.00	382.70	409.40	452.00	486.20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	217.80	276.40	323.90	367.00	384.30	410.20	452.60	487.00	0	56	216.30	275.30	323.10	366.10	383.40	410.00	452.60	487.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	218.60	277.40	325.40	367.90	384.70	410.80	453.20	487.80	0	57	217.10	276.40	324.60	367.00	383.90	410.60	453.20	487.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	219.60	278.50	326.60	368.60	385.30	411.30	454.00	488.60	0	58	218.10	277.50	325.80	367.70	384.50	411.20	454.00	488.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	220.50	279.60	327.80	369.30	386.00	411.80	454.80	489.40	0	59	219.00	278.60	327.00	368.40	385.20	411.80	454.80	489.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	221.50	280.70	329.00	370.00	386.70	412.40	455.60	490.20	0	60	220.00	279.70	328.20	369.10	385.90	412.40	455.60	490.20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	222.20	281.90	329.80	370.50	387.00	412.90	456.20	491.00	0	61	220.80	280.90	329.00	369.60	386.30	412.90	456.20	491.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	223.20	282.90	330.70	371.10	387.70	413.60	456.80	491.80	0	62	221.80	281.90	329.90	370.20	387.00	413.60	456.80	491.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	224.20	283.90	331.50	371.80	388.20	414.20	457.40	492.60	0	63	222.80	282.90	330.70	370.90	387.60	414.20	457.40	492.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	225.20	284.90	332.30	372.50	388.70	414.80	458.00	493.40	0	64	223.80	283.90	331.50	371.60	388.20	414.80	458.00	493.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	225.80	285.70	333.20	372.70	389.20	415.10	458.60	494.20	0	65	224.50	284.70	332.40	371.90	388.70	415.10	458.60	494.20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後										改正前									
66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	226.80	286.60	333.60	373.40	389.70	415.70				66	225.50	285.60	332.80	372.60	389.30	415.70			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
67	227.80	287.50	334.40	374.10	390.20	416.40				67	226.50	286.50	333.60	373.30	389.90	416.40			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
68	228.90	288.40	335.20	374.80	390.70	416.90				68	227.60	287.40	334.40	374.00	390.50	416.90			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
69	229.70	289.40	336.00	375.10	391.10	417.40				69	228.40	288.40	335.20	374.40	390.90	417.40			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
70	230.50	290.20	336.70	375.60	391.60	418.10				70	229.20	289.20	335.90	375.00	391.50	418.10			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
71	231.30	291.00	337.40	376.30	392.30	418.80				71	230.00	290.00	336.60	375.70	392.20	418.80			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
72	232.10	291.80	338.10	376.80	392.80	419.50				72	230.80	290.80	337.30	376.30	392.80	419.50			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
73	232.90	292.60	338.60	377.10	393.10	420.00				73	231.60	291.60	337.80	376.70	393.10	420.00			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
74	233.60	293.10	339.20	377.60	393.80	420.70				74	232.30	292.10	338.40	377.30	393.80	420.70			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
75	234.30	293.60	339.80	378.30	394.50	421.40				75	233.00	292.60	339.00	378.00	394.50	421.40			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
76	235.00	294.10	340.40	378.80	395.00	422.10				76	233.70	293.10	339.60	378.60	395.00	422.10			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
77	235.60	294.20	340.70	379.20	395.40	422.60				77	234.40	293.20	339.90	379.00	395.40	422.60			
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
78	236.40	294.60	341.20	379.60	396.10					78	235.20	293.60	340.40	379.50	396.10				
	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0				
79	237.20	294.80	341.60	380.20	396.80					79	236.00	293.80	340.80	380.10	396.80				
	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0				

改正後										改正前									
80	0	0	0	0	0	0				80	0	0	0	0	0	0			
80	238.00	295.20	342.10	380.60	397.50					80	236.80	294.20	341.30	380.60	397.50				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
81	238.70	295.40	342.50	381.10	398.00					81	237.50	294.40	341.70	381.10	398.00				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
82	239.40	295.50	343.00	381.70	398.70					82	238.20	294.60	342.20	381.70	398.70				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
83	240.10	295.90	343.50	382.30	399.40					83	238.90	295.00	342.70	382.30	399.40				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
84	240.80	296.20	344.00	382.70	400.10					84	239.60	295.30	343.20	382.70	400.10				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
85	241.40	296.50	344.30	383.30	400.60					85	240.30	295.60	343.60	383.30	400.60				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
86	242.10	296.80	344.60	383.90	401.30					86	241.00	295.90	344.00	383.90	401.30				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
87	242.80	297.10	345.10	384.50	402.00					87	241.70	296.20	344.50	384.50	402.00				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
88	243.50	297.50	345.40	385.10	402.70					88	242.40	296.60	344.90	385.10	402.70				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
89	244.10	297.80	345.60	385.80	403.20					89	243.10	296.90	345.20	385.80	403.20				
	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0			
90	244.60	298.20	345.90	386.40						90	243.60	297.30	345.60	386.40					
	0	0	0	0							0	0	0	0					
91	245.10	298.60	346.40	387.00						91	244.10	297.70	346.10	387.00					
	0	0	0	0							0	0	0	0					
92	245.60	299.00	346.70	387.60						92	244.60	298.10	346.50	387.60					
	0	0	0	0							0	0	0	0					
93	245.90	299.10	346.90	388.30						93	244.90	298.20	346.70	388.30					
	0	0	0	0							0	0	0	0					

改正後					改正前				
	0	0	0	0		0	0	0	0
94	299.30	347.20	0	0	94	298.50	347.10	0	0
	0	0				0	0		
95	299.70	347.70	0	0	95	298.90	347.60	0	0
	0	0				0	0		
96	300.10	348.00	0	0	96	299.30	348.00	0	0
	0	0				0	0		
97	300.30	348.10	0	0	97	299.50	348.10	0	0
	0	0				0	0		
98	300.60	348.60	0	0	98	299.80	348.60	0	0
	0	0				0	0		
99	301.00	349.10	0	0	99	300.20	349.10	0	0
	0	0				0	0		
100	301.40	349.40	0	0	100	300.60	349.40	0	0
	0	0				0	0		
101	301.60	349.70	0	0	101	300.80	349.70	0	0
	0	0				0	0		
102	301.90	350.10	0	0	102	301.10	350.10	0	0
	0	0				0	0		
103	302.30	350.50	0	0	103	301.50	350.50	0	0
	0	0				0	0		
104	302.60	350.90	0	0	104	301.80	350.90	0	0
	0	0				0	0		
105	302.80	351.40	0	0	105	302.00	351.40	0	0
	0	0				0	0		
106	303.10	351.80	0	0	106	302.30	351.80	0	0
	0	0				0	0		
107	303.50	352.20	0	0	107	302.70	352.20	0	0

改正後					改正前				
	0	0	0	0		0	0	0	0
108	303.80	352.60	0	0	108	303.00	352.60	0	0
	0	0				0	0		
109	304.00	353.10	0	0	109	303.20	353.10	0	0
	0	0				0	0		
110	304.40	353.50	0	0	110	303.60	353.50	0	0
	0	0				0	0		
111	304.80	353.90	0	0	111	304.00	353.90	0	0
	0	0				0	0		
112	305.10	354.20	0	0	112	304.30	354.20	0	0
	0	0				0	0		
113	305.20	354.70	0	0	113	304.40	354.70	0	0
	0	0				0	0		
114	305.50		0	0	114	304.70		0	0
	0					0			
115	305.80		0	0	115	305.00		0	0
	0					0			
116	306.20		0	0	116	305.40		0	0
	0					0			
117	306.40		0	0	117	305.60		0	0
	0					0			
118	306.60		0	0	118	305.80		0	0
	0					0			
119	306.70		0	0	119	306.10		0	0
	0					0			
120	306.80		0	0	120	306.40		0	0
	0					0			
121	306.90		0	0	121	306.80		0	0

改正後										
	122		307.00							
	123		307.30							
	124		307.60							
	125		308.00							
再任用職員		185.80	213.40	257.60	277.80	293.20	319.10	361.60	395.40	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表(第7条関係)

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	242,800	328,200	394,900	470,400
	2	245,300	331,300	397,800	472,700
	3	247,800	334,400	400,700	475,000
	4	250,300	337,500	403,600	477,300
	5	252,500	340,300	406,300	479,600
	6	256,300	343,600	409,100	481,800
	7	260,100	346,900	411,900	484,000
	8	263,900	350,200	414,700	486,200

改正前										
	122		307.00							
	123		307.30							
	124		307.60							
	125		308.00							
再任用職員		185.80	213.40	257.60	277.80	293.20	319.10	361.60	395.40	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表(第7条関係)

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400

改正後					
	9	267,500	353,100	417,300	488,100
	10	271,500	356,300	420,000	490,200
	11	275,500	359,500	422,700	492,300
	12	279,500	362,700	425,400	494,400
	13	283,200	365,800	427,900	496,500
	14	287,200	369,500	430,400	498,600
	15	291,200	373,000	432,700	500,700
	16	295,200	376,700	435,200	502,800
	17	299,000	380,300	437,300	504,900
	18	302,600	382,900	439,700	506,900
	19	306,200	385,700	442,100	508,900
	20	309,800	388,500	444,500	510,900
	21	313,500	391,400	446,400	512,700
	22	317,300	394,000	448,800	514,400
	23	321,000	396,600	451,200	516,300
	24	324,700	399,200	453,400	518,200
	25	328,300	401,600	455,500	519,900
	26	331,000	403,900	457,800	521,700
	27	333,800	406,200	460,100	523,500
	28	336,600	408,500	462,400	525,300
	29	339,300	410,900	464,600	527,200
	30	341,700	413,000	466,900	529,000
	31	344,100	414,900	469,200	530,800
	32	346,500	417,000	471,500	532,600
	33	348,900	419,000	473,400	534,000
	34	351,400	421,000	475,500	535,800
	35	353,700	423,000	477,600	537,400

改正前					
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200

改正後					改正前				
36	356,200	425,000	479,700	539,200	36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	358,600	427,100	481,800	540,700	37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	361,000	429,100	483,600	542,300	38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	363,400	431,100	485,400	543,500	39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	365,800	433,100	487,200	545,100	40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	368,100	435,000	488,900	546,500	41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	369,600	436,800	490,700	547,900	42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	371,100	438,600	492,500	549,300	43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	372,600	440,400	494,300	550,500	44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	374,000	442,300	495,600	551,700	45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	375,300	444,100	497,300	552,700	46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	376,800	445,900	499,100	553,700	47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	378,300	447,700	500,900	554,700	48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	379,600	449,400	502,500	555,600	49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	380,600	451,000	503,800	556,500	50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	381,600	452,800	505,100	557,400	51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	382,600	454,600	506,400	558,300	52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	383,500	456,500	507,700	559,000	53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	384,400	457,700	509,000	559,900	54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	385,300	458,900	510,300	560,800	55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	386,200	460,100	511,600	561,700	56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	387,200	461,300	512,600	562,600	57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	388,100	462,300	513,300	563,500	58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	388,800	463,300	514,000	564,400	59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	389,700	464,300	514,700	564,900	60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	390,400	465,000	515,600	565,800	61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	390,900	465,700	516,300	566,700	62	389,200	464,100	515,400	566,400

改正後					改正前				
63	391,400	466,400	517,200	567,600	63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	391,900	467,100	517,900	568,500	64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	392,200	467,800	518,800	569,400	65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		468,500	519,700		66		466,900	518,900	
67		469,200	520,200		67		467,600	519,600	
68		469,900	521,100		68		468,300	520,500	
69		470,400	522,000		69		468,800	521,400	
70		471,100	522,700		70		469,500	522,200	
71		471,800	523,600		71		470,200	523,100	
72		472,500	524,500		72		470,900	524,000	
73		472,800	525,300		73		471,300	524,800	
74		473,300	526,200		74		471,900	525,700	
75		474,000	527,100		75		472,600	526,600	
76		474,700	527,600		76		473,300	527,300	
77		475,000	528,400		77		473,700	528,100	
78		475,600	529,300		78		474,300	529,000	
79		476,200	530,200		79		474,900	529,900	
80		476,600	531,100		80		475,400	530,800	
81		477,200	531,900		81		476,000	531,600	
82		477,600	532,800		82		476,500	532,500	
83		478,000	533,700		83		477,000	533,400	
84		478,400	534,600		84		477,500	534,300	
85		478,700	535,400		85		477,900	535,100	
86		479,300	536,300		86		478,500	536,000	
87		479,700	537,200		87		478,900	536,900	
88		480,200	538,100		88		479,400	537,800	
89		480,700	538,900		89		479,900	538,600	

改正後					
	90		481,300		
	91		481,900		
	92		482,300		
	93		482,800		
	94		482,900		
	95		483,500		
	96		484,100		
	97		484,600		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

改正前					
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

(2) 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の 職員	1	157,700	185,100	233,300	258,300	288,600	334,300
	2	159,100	187,200	235,100	259,500	290,600	336,500
	3	160,600	189,300	236,900	260,800	292,600	338,700
	4	162,000	191,400	238,700	262,100	294,600	340,900
	5	163,400	193,500	240,300	263,200	296,400	343,100
	6	164,900	195,700	241,800	264,600	298,300	345,300
	7	166,400	198,000	243,300	265,700	300,200	347,500
	8	167,900	200,300	244,600	267,100	302,100	349,700
	9	169,200	202,700	245,800	268,500	304,100	351,300
	10	170,900	204,100	247,200	269,600	306,000	353,300

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の 職員	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600

改正後							
	11	172,500	205,500	248,400	271,200	307,900	355,300
	12	174,100	206,900	249,800	272,800	309,800	357,300
	13	175,600	208,300	251,100	274,200	311,400	359,500
	14	177,600	209,800	252,400	275,800	313,200	361,600
	15	179,600	211,300	253,700	277,400	315,000	363,700
	16	181,600	212,400	255,000	279,000	316,800	365,800
	17	183,800	213,800	256,000	280,600	318,700	367,700
	18	185,900	215,300	257,400	282,100	320,400	369,800
	19	188,000	216,800	258,700	283,600	322,100	371,900
	20	190,100	218,300	260,000	285,100	323,800	374,000
	21	192,200	219,700	261,000	286,700	325,300	375,800
	22	194,400	221,400	262,400	288,300	326,900	377,900
	23	196,600	223,100	263,800	289,900	328,500	380,000
	24	198,800	224,800	265,200	291,300	330,100	382,100
	25	200,900	226,100	266,500	292,700	331,800	384,100
	26	202,200	227,800	268,100	294,500	333,300	385,800
	27	203,500	229,500	269,600	296,300	334,700	387,700
	28	204,800	231,200	271,200	298,100	336,300	389,600
	29	206,000	233,000	272,800	299,700	337,600	391,300
	30	207,100	234,500	274,400	301,400	339,100	393,100
	31	208,400	236,000	276,000	303,100	340,600	395,000
	32	209,500	237,300	277,600	304,800	342,100	396,900
	33	210,800	238,600	279,200	306,300	343,800	398,600
	34	212,100	240,000	280,700	307,900	345,400	400,300
	35	213,400	241,400	282,200	309,500	347,000	402,100
	36	214,700	242,800	283,500	311,100	348,600	403,900
	37	216,100	244,100	285,100	312,500	350,300	405,500

改正前							
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500
	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100

改正後							改正前						
38	217,500	245,400	286,400	314,100	351,900	407,300	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900
39	218,900	246,700	287,900	315,700	353,500	409,100	39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
40	220,300	248,000	289,400	317,300	355,100	410,900	40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
41	221,300	249,000	291,000	318,900	356,300	412,200	41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
42	222,700	250,300	292,600	320,400	357,800	413,900	42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700
43	224,100	251,500	294,200	321,700	359,300	415,600	43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
44	225,500	252,800	295,800	323,200	360,800	417,200	44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
45	226,900	253,800	297,200	324,300	361,800	418,600	45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400
46	228,400	255,200	298,700	325,700	362,900	420,200	46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000
47	229,900	256,600	300,200	327,100	364,400	421,700	47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500
48	231,200	258,000	301,700	328,600	365,700	423,200	48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000
49	232,300	259,000	302,900	329,900	367,000	424,800	49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600
50	233,700	260,500	304,300	331,300	368,400	426,200	50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100
51	235,100	261,900	305,700	332,600	369,800	427,600	51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600
52	236,500	263,300	307,100	334,000	371,200	429,100	52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100
53	237,800	264,800	308,600	335,400	372,700	430,500	53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500
54	239,100	266,400	310,000	336,800	373,900	432,000	54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
55	240,400	268,000	311,400	338,200	375,100	433,400	55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
56	241,700	269,500	312,800	339,600	376,300	434,800	56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
57	242,900	271,100	313,800	340,500	377,400	435,900	57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
58	244,200	272,700	315,100	341,800	378,400	436,800	58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
59	245,400	274,300	316,400	343,000	379,400	437,700	59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
60	246,700	275,900	317,800	344,300	380,400	438,400	60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400
61	247,700	277,300	319,000	345,500	381,000	439,300	61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
62	249,000	278,800	320,300	346,300	381,800	440,200	62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
63	250,300	280,300	321,600	347,600	382,600	441,100	63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
64	251,600	281,800	322,900	348,900	383,400	442,000	64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000

改正後							改正前						
65	252,400	283,400	324,200	350,000	384,200	442,900	65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
66	253,700	284,900	325,500	351,200	384,900	443,700	66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
67	255,100	286,400	326,800	352,400	385,700	444,500	67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
68	256,500	287,900	328,100	353,500	386,400	445,300	68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
69	257,600	289,200	328,900	354,500	387,100	446,100	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
70	258,900	290,700	330,000	355,600	387,700		70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
71	260,200	292,200	331,100	356,700	388,400		71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
72	261,500	293,700	332,000	357,800	388,900		72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
73	262,900	294,800	333,100	358,100	389,600		73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
74	264,200	296,200	333,800	359,200	390,000		74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
75	265,500	297,600	335,000	360,300	390,600		75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
76	266,800	299,000	336,200	361,400	391,000		76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
77	267,700	300,400	337,300	361,900	391,400		77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
78	268,900	301,700	338,500	362,700	392,000		78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
79	270,200	303,000	339,700	363,500	392,600		79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
80	271,500	304,300	340,900	364,300	393,000		80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	
81	272,600	305,100	341,900	364,900	393,500		81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	
82	273,700	306,300	343,000	365,400	394,100		82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100	
83	274,800	307,500	344,100	366,000	394,700		83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700	
84	275,900	308,800	345,200	366,500	395,300		84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300	
85	276,800	309,600	346,100	367,100	395,800		85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800	
86	277,700	310,800	347,100	367,600	396,400		86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400	
87	278,800	312,000	348,000	368,200	397,000		87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000	
88	279,900	313,200	349,000	368,700	397,600		88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600	
89	280,800	314,400	350,100	369,100	398,000		89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000	
90	281,800	315,600	350,900	369,600	398,500		90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500	
91	282,800	316,800	351,700	370,200	399,100		91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100	

改正後						改正前					
92	283,800	318,000	352,500	370,600	399,700	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	284,800	318,900	353,200	370,900	400,200	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	285,800	319,600	353,700	371,400	400,700	94	284,800	319,000	353,100	371,400	400,700
95	286,800	320,300	354,400	371,900	401,300	95	285,800	319,700	353,800	371,900	401,300
96	287,800	320,900	354,900	372,200	401,900	96	286,800	320,300	354,400	372,200	401,900
97	288,700	321,600	355,200	372,800	402,400	97	287,700	321,000	354,800	372,800	402,400
98	289,500	321,900	355,500	373,300		98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	290,300	322,600	356,000	373,800		99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	291,200	323,300	356,300	374,300		100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	292,000	323,700	356,800	374,900		101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	292,800	324,300	357,100	375,400		102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	293,600	324,900	357,600	375,900		103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	294,400	325,500	357,900	376,300		104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	295,100	325,900	358,200	376,900		105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	295,600	326,400	358,700	377,400		106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	296,100	326,900	359,200	377,900		107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	296,600	327,400	359,500	378,400		108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	296,800	327,800	360,000	379,000		109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	297,200	328,200	360,500	379,500		110	296,200	327,600	360,500	379,500	
111	297,400	328,500	361,000	380,000		111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	297,800	328,900	361,500	380,500		112	296,800	328,300	361,500	380,500	
113	298,100	329,300	362,000	381,100		113	297,100	328,700	362,000	381,100	
114	298,200	329,700	362,500			114	297,300	329,100	362,500		
115	298,600	330,100	363,000			115	297,700	329,500	363,000		
116	298,900	330,400	363,400			116	298,000	329,800	363,400		
117	299,200	330,600	363,800			117	298,300	330,000	363,800		
118	299,500	330,900	364,300			118	298,600	330,300	364,300		

改正後						改正前					
119	299,800	331,300	364,800			119	298,900	330,700	364,800		
120	300,200	331,400	365,300			120	299,300	330,900	365,300		
121	300,500	331,500	365,700			121	299,600	331,100	365,700		
122	300,900	331,700	366,200			122	300,000	331,400	366,200		
123	301,300	331,900	366,700			123	300,400	331,700	366,700		
124	301,700	332,100	367,200			124	300,800	332,000	367,200		
125	301,900	332,300	367,600			125	301,000	332,200	367,600		
126	302,000	332,600				126	301,200	332,500			
127	302,400	333,000				127	301,600	332,900			
128	302,800	333,100				128	302,000	333,100			
129	303,000	333,200				129	302,200	333,200			
130	303,200	333,600				130	302,500	333,600			
131	303,600	334,000				131	302,900	334,000			
132	304,000	334,200				132	303,300	334,200			
133	304,200	334,500				133	303,500	334,500			
134	304,400	334,900				134	303,800	334,900			
135	304,800	335,300				135	304,200	335,300			
136	305,000	335,700				136	304,500	335,700			
137	305,200	336,000				137	304,700	336,000			
138	305,500	336,400				138	305,000	336,400			
139	305,900	336,800				139	305,400	336,800			
140	306,100	337,200				140	305,700	337,200			
141	306,300	337,500				141	305,900	337,500			
142	306,700	337,900				142	306,300	337,900			
143	307,100	338,300				143	306,700	338,300			
144	307,400	338,700				144	307,000	338,700			
145	307,500	339,000				145	307,100	339,000			

改正後							改正前								
146	307,700	339,400					146	307,400	339,400						
147	307,900	339,800					147	307,700	339,800						
148	308,300	340,200					148	308,100	340,200						
149	308,500	340,500					149	308,300	340,500						
150	308,700	340,900					150	308,500	340,900						
151	309,000	341,300					151	308,800	341,300						
152	309,300	341,700					152	309,100	341,700						
153	309,700	342,000					153	309,500	342,000						
154	309,800						154	309,700							
155	310,000						155	309,900							
156	310,300						156	310,200							
157	310,600						157	310,600							
158	310,900						158	310,900							
159	311,200						159	311,200							
160	311,500						160	311,500							
161	311,900						161	311,900							
162	312,200						162	312,200							
163	312,500						163	312,500							
164	312,800						164	312,800							
165	313,200						165	313,200							
166	313,500						166	313,500							
167	313,800						167	313,800							
168	314,100						168	314,100							
169	314,500						169	314,500							
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

改正後	改正前
備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。	備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。
参考 略	参考 略

【第2条】盛岡市職員給与支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 この条例による給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第29条の2の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>管理職員特別勤務手当、管理職手当、宿日直手当</u>、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。</p> <p>第5条及び第6条 略</p> <p>第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表（1） イ 医療職給料表（2）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第2条第2号及び第33条の9に規定する職員以外の<u>全て</u>の職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>職務の内容は、級別基準職務表（別表第3）の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</u></p> <p>4 <u>級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。</u></p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 この条例による給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第29条の2の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当、管理職手当</u>、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。</p> <p>第5条及び第6条 略</p> <p>第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1） (2) 医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表（1） イ 医療職給料表（2）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第2条第2号及び第33条の9に規定する職員以外の<u>すべての</u>職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務の内容は、規則で定める</u></p>

改正後	改正前
<p>第8条 略</p> <p>第9条 市長は、市の行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第7条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、<u>級別基準職務表及び規則</u>で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	<p>第8条 略</p> <p>第9条 市長は、市の行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第7条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、<u>規則</u>で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第9条の2から第25条まで 略</p> <p>第25条の2 東京都に所在する勤務所に勤務する職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前項の規定により地域手当を支給される場合を除き、当分の間、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>第25条の3及び第26条 略</p> <p>第27条 勤務所を異にする異動又は勤務する勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）</p>	<p>10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>第9条の2から第25条まで 略</p> <p>第25条の2 東京都に所在する勤務所に勤務する職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の18を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前項の規定により地域手当を支給される場合を除き、当分の間、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。</p> <p>3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>第25条の3及び第26条 略</p> <p>第27条 勤務所を異にする異動又は勤務する勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後の勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、2万3,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、4万5,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）</p>

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>3 給料表の適用を受けない職員（第33条の9の規定の適用を受ける職員を除く。）、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者その他規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第28条から第33条まで 略</p> <p>第6章の2 管理職員特別勤務手当</p> <p>第33条の2 次条第2項の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく週休日又は職員の休日等（次号において「週休日等」という。）に規則で定める勤務をした場合</p> <p>(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合</p> <p>管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>とする。</p> <p>3 給料表の適用を受けない職員（第33条の9の規定の適用を受ける職員を除く。）、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者その他規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第28条から第33条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>(1) 前項第1号に規定する場合 同月の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に規定する場合 同月の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第7章 管理職手当</p> <p>第33条の2の2 任命権者は、管理又は監督の地位にある職員のうちその特殊性に基づき必要と認めるときは、管理職手当を支給することができる。</p> <p>2 管理職手当は、前項の職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25以内において規則の定めるところにより支給する。</p> <p>3 管理職手当の支給については、第10条から第12条までの規定を準用する。</p> <p>4 第30条、第31条及び第32条の規定は、第2項の規定による管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。</p> <p>第8章 宿日直手当</p> <p>第33条の3 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,800円を超えない範囲内で規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 前項の勤務は、第30条、第31条、第32条及び第33条の2第1項各号の勤務には含まれないものとする。</p> <p>第8章の2 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項</p>	<p>第7章 管理職手当</p> <p>第33条の2 任命権者は、管理又は監督の地位にある職員のうちその特殊性に基づき必要と認めるときは、管理職手当を支給することができる。</p> <p>2 管理職手当は、前項の職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25以内において規則の定めるところにより支給する。</p> <p>3 管理職手当の支給については、第10条から第12条までの規定を準用する。</p> <p>4 第30条、第31条及び第32条の規定は、第2項の規定による管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。</p> <p>第8章 宿日直手当</p> <p>第33条の3 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,800円を超えない範囲内で規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 前項の勤務は、第30条、第31条及び第32条の勤務には含まれないものとする。</p> <p>第8章の2 期末手当、勤勉手当、寒冷地手当</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項</p>

改正後	改正前
<p>の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれ</p>	<p>の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の140」とあるのは「100分の82.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれ</p>

改正後	改正前
<p>らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況_____に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の77.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同</p>	<p>らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、_____基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同</p>

改正後	改正前
<p>じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第33条の7の4まで 略</p> <p>第8章の5 単純な労務に雇用される職員の給与</p> <p>第33条の8 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、第4条に規定する給与の種類(給料の調整額、地域手当、<u>管理職員特別勤務手当及び管理職手当を除く。</u>)とする。</p> <p>2 前項の給与の基準は、職務の性質及び責任の度に基き、かつ、他の職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>第9章 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(切替施行日前の異動者の号給の調整)</p> <p>平成28年4月1日(以下「切替施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の切替施行日における号給については、その者が切替施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必</p>	<p>じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第33条の7の4まで 略</p> <p>第8章の5 単純な労務に雇用される職員の給与</p> <p>第33条の8 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、第4条に規定する給与の種類(給料の調整額、地域手当_____及び管理職手当を除く。)とする。</p> <p>2 前項の給与の基準は、職務の性質及び責任の度に基き、かつ、他の職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>第9章 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後
<p>要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7 切替施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)について、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>8 切替施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項並びに第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項の規定の適用については、第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額、盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第54号)附則第9項から第11項までの規定による給料の額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第 号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」と、第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第 号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」とする。</p>

改正前

改正後
<p>(特別の事情による調整)</p> <p>10 特別の事情によりこの条例の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、市長は、他の職員との権衡上必要な調整を行うことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

改正前

別表第1 行政職給料表(第7条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 141.40	円 191.90	円 228.40	円 262.20	円 288.80	円 319.90	円 364.60	円 410.60
	2	円 142.50	円 193.70	円 230.10	円 264.30	円 291.00	円 322.10	円 367.20	円 413.00
	3	円 143.70	円 195.50	円 231.60	円 266.10	円 293.30	円 324.40	円 369.70	円 415.50
	4	円 144.80	円 197.40	円 233.20	円 268.20	円 295.50	円 326.60	円 372.30	円 417.90
	5	円 145.90	円 199.00	円 234.70	円 270.10	円 297.60	円 328.90	円 374.40	円 419.80
	6	円 147.00	円 200.80	円 236.40	円 272.00	円 299.90	円 331.00	円 377.00	円 422.20
	7	円 148.10	円 202.60	円 237.90	円 274.00	円 302.20	円 333.20	円 379.30	円 424.30

別表第1 行政職給料表(第7条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 139.40	円 189.40	円 226.10	円 264.90	円 292.00	円 323.00	円 368.20	円 414.60
	2	円 140.50	円 191.20	円 228.00	円 267.00	円 294.30	円 325.30	円 370.80	円 417.10
	3	円 141.70	円 193.00	円 229.90	円 269.00	円 296.60	円 327.60	円 373.40	円 419.60
	4	円 142.80	円 194.80	円 231.70	円 271.10	円 298.90	円 329.90	円 376.00	円 422.10
	5	円 143.90	円 196.40	円 233.40	円 273.00	円 301.00	円 332.20	円 378.10	円 424.00
	6	円 145.00	円 198.20	円 235.30	円 275.10	円 303.30	円 334.30	円 380.60	円 426.30
	7	円 146.10	円 200.00	円 237.20	円 277.20	円 305.60	円 336.50	円 383.10	円 428.50

改正後										改正前									
8	149.20	204.40	239.50	276.20	304.50	335.40	381.80	426.50			8	147.20	201.80	239.00	279.30	307.90	338.70	385.60	430.70
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
9	150.30	206.10	241.10	278.30	306.60	337.50	384.30	428.50			9	148.30	203.40	240.70	281.40	310.10	340.80	388.20	432.80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
10	151.80	208.00	242.60	280.30	309.00	339.70	387.10	430.60			10	149.70	205.20	242.60	283.50	312.40	343.00	390.90	434.90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
11	153.10	209.80	244.20	282.40	311.20	341.80	389.70	432.80			11	151.00	207.00	244.40	285.60	314.70	345.20	393.60	437.00
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
12	154.40	211.60	245.70	284.50	313.50	344.10	392.40	434.90			12	152.30	208.80	246.30	287.70	317.00	347.40	396.30	439.20
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
13	155.70	213.00	247.20	286.60	315.70	346.10	394.80	436.60			13	153.60	210.40	247.90	289.80	319.20	349.40	398.70	440.90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
14	157.20	214.80	248.70	288.70	317.80	348.10	397.10	438.40			14	155.10	212.30	249.80	291.90	321.40	351.50	401.00	442.80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
15	158.70	216.50	250.10	290.70	320.10	350.20	399.40	440.40			15	156.60	214.20	251.60	294.00	323.60	353.60	403.30	444.80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
16	160.30	218.30	251.50	292.80	322.20	352.20	401.80	442.40			16	158.20	216.10	253.40	296.10	325.80	355.70	405.70	446.80
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
17	161.60	220.10	253.10	294.80	324.30	354.20	403.60	444.40			17	159.50	217.80	255.00	298.00	327.80	357.50	407.60	448.70
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
18	163.20	221.80	254.90	296.80	326.30	356.20	405.60	446.20			18	161.00	219.70	257.00	300.10	329.90	359.50	409.60	450.50
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
19	164.70	223.40	256.60	299.00	328.40	358.00	407.50	448.00			19	162.50	221.60	259.00	302.20	332.00	361.50	411.50	452.30
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
20	166.20	225.00	258.40	301.00	330.40	359.90	409.40	449.70			20	164.00	223.50	261.00	304.30	334.00	363.40	413.40	454.10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
21	167.60	226.50	260.10	303.10	332.50	361.90	411.30	451.50			21	165.40	225.20	262.90	306.20	336.10	365.50	415.00	455.90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0

改正後										改正前									
22	170.30	228.20	261.90	305.20	334.60	363.80	413.10	453.00			22	168.10	227.10	264.80	308.30	338.20	367.40	416.80	457.40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
23	172.90	229.90	263.80	307.20	336.60	365.90	414.90	454.50			23	170.70	229.00	266.70	310.40	340.30	369.40	418.70	458.90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
24	175.60	231.50	265.50	309.40	338.70	367.80	416.80	456.00			24	173.30	230.90	268.50	312.50	342.40	371.40	420.70	460.40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
25	178.30	232.90	267.50	311.20	340.30	369.80	418.60	457.40			25	176.00	232.50	270.50	314.40	343.90	373.30	422.50	461.70
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
26	180.00	234.40	269.40	313.30	342.30	371.70	420.10	458.70			26	177.70	234.30	272.40	316.50	345.90	375.30	424.00	462.90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
27	181.70	235.90	271.20	315.40	344.20	373.70	421.70	460.00			27	179.40	236.00	274.30	318.60	347.90	377.30	425.60	464.10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
28	183.40	237.20	273.10	317.40	346.10	375.80	423.30	461.20			28	181.10	237.80	276.20	320.70	349.90	379.30	427.20	465.20
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
29	184.90	238.50	274.90	319.40	347.80	377.30	424.90	462.20			29	182.60	239.10	277.90	322.70	351.60	380.90	428.80	466.20
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
30	186.80	239.70	276.80	321.50	349.70	379.10	426.20	462.90			30	184.40	240.60	279.80	324.80	353.50	382.70	430.10	466.90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
31	188.60	240.80	278.70	323.60	351.60	380.90	427.50	463.70			31	186.20	242.10	281.70	326.90	355.40	384.50	431.40	467.70
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
32	190.30	242.10	280.50	325.70	353.50	382.50	428.70	464.40			32	187.80	243.60	283.60	329.00	357.30	386.20	432.70	468.40
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
33	191.90	243.40	282.20	327.20	355.40	384.30	429.90	465.10			33	189.40	244.90	285.30	330.60	359.20	388.00	433.90	469.10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
34	193.40	244.70	284.10	329.20	357.20	385.70	431.20	466.00			34	190.90	246.40	287.20	332.60	361.00	389.40	435.20	469.90
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
35	194.90	245.90	286.00	331.20	359.00	387.30	432.60	466.70			35	192.40	247.90	289.10	334.70	362.80	391.00	436.50	470.60
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0

改正後									
36	196.50	247.20	287.90	333.30	360.70	388.90	433.80	467.30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	197.80	248.20	289.60	335.20	362.10	390.30	435.00	467.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	199.10	249.60	291.30	337.10	363.40	391.50	435.80	468.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	200.40	251.10	293.10	339.10	364.90	392.70	436.60	469.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	201.70	252.70	294.90	341.00	366.30	393.80	437.40	469.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	203.00	254.10	296.60	343.00	367.60	394.90	438.00	470.10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	204.30	255.50	298.40	344.90	368.50	396.10	438.70	470.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	205.60	256.90	300.10	346.70	369.60	397.30	439.40	471.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	206.90	258.30	301.70	348.60	370.70	398.50	440.10	471.30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	208.20	259.50	303.40	350.10	371.50	399.20	440.90	471.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	209.50	260.80	305.10	351.50	372.40	399.90	441.70	471.90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	210.80	262.20	306.70	353.00	373.30	400.60	442.10	472.10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	212.10	263.70	308.50	354.60	374.20	401.30	442.90	472.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	213.20	265.00	309.70	356.20	375.10	401.90	443.40	472.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正前									
36	193.90	249.50	291.00	336.80	364.50	392.60	437.70	471.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	195.20	250.80	292.70	338.70	366.00	394.00	438.90	472.20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	196.50	252.40	294.50	340.70	367.30	395.20	439.70	472.90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	197.80	254.00	296.30	342.70	368.70	396.40	440.40	473.70	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	199.10	255.60	298.10	344.70	370.10	397.60	441.10	474.50	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	200.30	257.00	299.80	346.60	371.60	398.70	441.70	475.30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	201.60	258.40	301.50	348.50	372.50	399.90	442.40	476.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	202.90	259.80	303.20	350.40	373.60	401.10	443.10	476.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	204.20	261.20	304.90	352.30	374.70	402.30	443.80	477.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	205.40	262.30	306.30	353.80	375.40	403.00	444.60	478.20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	206.70	263.70	308.00	355.30	376.30	403.70	445.40	478.90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	208.00	265.10	309.70	356.80	377.20	404.40	446.10	479.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	209.30	266.50	311.40	358.30	378.10	405.10	446.80	480.30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	210.30	267.80	312.60	360.00	379.10	405.70	447.50	481.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後									
50	214.30	266.10	311.20	357.00	376.00	402.50	443.80	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	215.30	267.40	312.70	358.20	376.80	403.00	444.20	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	216.40	268.70	314.30	359.20	377.60	403.40	444.60	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	217.50	269.80	315.90	360.10	378.30	403.80	445.00	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	218.50	270.90	317.50	361.20	379.00	404.10	445.40	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	219.50	272.20	319.10	362.10	379.70	404.40	445.80	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	220.50	273.50	320.70	363.20	380.40	404.70	446.10	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	221.20	274.60	322.20	364.10	380.90	405.00	446.40	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	222.10	275.70	323.40	364.90	381.50	405.30	446.80	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	223.00	276.80	324.60	365.60	382.10	405.60	447.10	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	223.90	277.90	325.80	366.30	382.80	405.90	447.40	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	224.60	279.10	326.50	366.70	383.20	406.20	447.70	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	225.60	280.10	327.40	367.30	383.90	406.50	448.00	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	226.50	281.00	328.20	368.00	384.50	406.80	448.30	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正前									
50	211.40	269.00	314.20	360.70	379.90	406.30	448.20	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	212.50	270.30	315.80	361.90	380.70	407.00	449.00	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	213.60	271.60	317.40	362.90	381.50	407.70	449.80	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	214.80	272.70	319.10	363.80	382.20	408.30	450.40	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	215.80	273.80	320.70	364.90	382.90	409.00	451.20	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	216.80	275.10	322.30	365.90	383.60	409.70	452.00	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	217.80	276.40	323.90	367.00	384.30	410.20	452.60	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	218.60	277.40	325.40	367.90	384.70	410.80	453.20	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	219.60	278.50	326.60	368.60	385.30	411.30	454.00	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	220.50	279.60	327.80	369.30	386.00	411.80	454.80	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	221.50	280.70	329.00	370.00	386.70	412.40	455.60	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	222.20	281.90	329.80	370.50	387.00	412.90	456.20	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	223.20	282.90	330.70	371.10	387.70	413.60	456.90	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	224.20	283.90	331.50	371.80	388.20	414.20	457.60	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後							改正前						
64	227.40	282.00	329.00	368.70	385.10	407.10	64	225.20	284.90	332.30	372.50	388.70	414.80
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
65	228.10	282.80	329.90	369.00	385.50	407.40	65	225.80	285.70	333.20	372.70	389.20	415.10
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
66	229.00	283.70	330.30	369.70	386.10	407.70	66	226.80	286.60	333.60	373.40	389.70	415.70
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
67	230.00	284.40	331.10	370.40	386.70	408.00	67	227.80	287.50	334.40	374.10	390.20	416.40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
68	231.10	285.30	331.90	371.10	387.40	408.30	68	228.90	288.40	335.20	374.80	390.70	416.90
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
69	231.90	286.40	332.70	371.40	387.80	408.50	69	229.70	289.40	336.00	375.10	391.10	417.40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
70	232.60	287.20	333.40	372.00	388.30	408.80	70	230.50	290.20	336.70	375.60	391.60	418.10
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
71	233.30	288.00	334.10	372.70	388.80	409.10	71	231.30	291.00	337.40	376.30	392.30	418.80
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
72	234.10	288.80	334.80	373.30	389.40	409.50	72	232.10	291.80	338.10	376.80	392.80	419.50
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
73	234.90	289.60	335.30	373.60	389.70	409.70	73	232.90	292.60	338.60	377.10	393.10	420.00
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
74	235.60	290.10	335.90	374.20	390.10	410.00	74	233.60	293.10	339.20	377.60	393.80	420.70
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
75	236.30	290.50	336.40	374.90	390.50	410.30	75	234.30	293.60	339.80	378.30	394.50	421.40
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
76	237.00	291.00	337.00	375.50	390.90	410.50	76	235.00	294.10	340.40	378.80	395.00	422.10
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
77	237.70	291.10	337.30	376.00	391.20	410.70	77	235.60	294.20	340.70	379.20	395.40	422.60
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0

改正後							改正前						
78	238.50	291.50	337.80	376.50	391.50		78	236.40	294.60	341.20	379.60	396.10	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
79	239.30	291.70	338.20	377.10	391.80		79	237.20	294.80	341.60	380.20	396.80	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
80	240.10	292.10	338.70	377.60	392.10		80	238.00	295.20	342.10	380.60	397.50	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
81	240.80	292.30	339.10	378.10	392.30		81	238.70	295.40	342.50	381.10	398.00	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
82	241.60	292.50	339.60	378.70	392.60		82	239.40	295.50	343.00	381.70	398.70	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
83	242.30	292.90	340.10	379.20	392.90		83	240.10	295.90	343.50	382.30	399.40	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
84	243.00	293.20	340.60	379.50	393.10		84	240.80	296.20	344.00	382.70	400.10	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
85	243.70	293.50	340.90	379.90	393.30		85	241.40	296.50	344.30	383.30	400.60	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
86	244.40	293.80	341.30	380.40	393.60		86	242.10	296.80	344.60	383.90	401.30	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
87	245.10	294.10	341.80	380.80	393.90		87	242.80	297.10	345.10	384.50	402.00	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
88	245.80	294.50	342.30	381.20	394.10		88	243.50	297.50	345.40	385.10	402.70	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
89	246.50	294.80	342.60	381.60	394.30		89	244.10	297.80	345.60	385.80	403.20	
	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	
90	247.00	295.20	343.00	382.10	394.60		90	244.60	298.20	345.90	386.40		
	0	0	0	0	0			0	0	0	0		
91	247.50	295.50	343.50	382.50	394.90		91	245.10	298.60	346.40	387.00		
	0	0	0	0	0			0	0	0	0		

改正後						改正前					
92	248.00	295.90	343.90	382.90	395.10	92	245.60	299.00	346.70	387.60	
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	
93	248.30	296.00	344.10	383.20	395.30	93	245.90	299.10	346.90	388.30	
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	
94		296.20	344.50	383.70	395.60	94		299.30	347.20		
		0	0	0	0			0	0		
95		296.60	345.00	384.10	395.90	95		299.70	347.70		
		0	0	0	0			0	0		
96		297.00	345.40	384.50	396.10	96		300.10	348.00		
		0	0	0	0			0	0		
97		297.30	345.50	384.80	396.30	97		300.30	348.10		
		0	0	0	0			0	0		
98		297.60	346.00	385.30		98		300.60	348.60		
		0	0	0				0	0		
99		298.00	346.40	385.70		99		301.00	349.10		
		0	0	0				0	0		
100		298.40	346.70	386.10		100		301.40	349.40		
		0	0	0				0	0		
101		298.60	347.00	386.40		101		301.60	349.70		
		0	0	0				0	0		
102		298.90	347.40			102		301.90	350.10		
		0	0					0	0		
103		299.30	347.80			103		302.30	350.50		
		0	0					0	0		
104		299.60	348.20			104		302.60	350.90		
		0	0					0	0		
105		299.80	348.70			105		302.80	351.40		
		0	0					0	0		

改正後						改正前					
106		300.10	349.10			106		303.10	351.80		
		0	0					0	0		
107		300.50	349.50			107		303.50	352.20		
		0	0					0	0		
108		300.80	349.90			108		303.80	352.60		
		0	0					0	0		
109		301.00	350.40			109		304.00	353.10		
		0	0					0	0		
110		301.40	350.80			110		304.40	353.50		
		0	0					0	0		
111		301.80	351.10			111		304.80	353.90		
		0	0					0	0		
112		302.10	351.40			112		305.10	354.20		
		0	0					0	0		
113		302.20	351.90			113		305.20	354.70		
		0	0					0	0		
114		302.50				114		305.50			
		0						0			
115		302.80				115		305.80			
		0						0			
116		303.20				116		306.20			
		0						0			
117		303.40				117		306.40			
		0						0			
118		303.60				118		306.60			
		0						0			
119		303.90				119		306.70			
		0						0			

改正後										改正前									
120		304.20								120		306.80							
		0										0							
121		304.60								121		306.90							
		0										0							
122		304.80								122		307.00							
		0										0							
123		305.10								123		307.30							
		0										0							
124		305.40								124		307.60							
		0										0							
125		305.70								125		308.00							
		0										0							
再任用職員		188.20	215.90	256.30	275.90	291.10	316.70	358.80	392.20	再任用職員		185.80	213.40	257.60	277.80	293.20	319.10	361.60	395.40
		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表(第7条関係)

別表第2 医療職給料表(第7条関係)

(1) 医療職給料表(1)

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	242,800	328,200	394,900	470,400
	2	245,300	331,300	397,800	472,700
	3	247,800	334,400	400,700	475,000
	4	250,300	337,500	403,600	477,300
	5	252,500	340,300	406,300	479,600

改正後					改正前				
6	256,900	343,600	408,400	481,400	6	256,300	343,600	409,100	481,800
7	260,700	346,800	411,200	483,600	7	260,100	346,900	411,900	484,000
8	264,500	349,900	414,000	485,800	8	263,900	350,200	414,700	486,200
9	268,100	352,900	416,600	487,800	9	267,500	353,100	417,300	488,100
10	272,100	355,900	419,300	489,900	10	271,500	356,300	420,000	490,200
11	276,100	359,000	422,000	492,000	11	275,500	359,500	422,700	492,300
12	280,100	362,200	424,700	494,100	12	279,500	362,700	425,400	494,400
13	283,900	365,300	427,200	496,200	13	283,200	365,800	427,900	496,500
14	287,900	368,900	429,700	498,300	14	287,200	369,500	430,400	498,600
15	291,800	372,300	432,100	500,400	15	291,200	373,000	432,700	500,700
16	295,700	376,000	434,600	502,500	16	295,200	376,700	435,200	502,800
17	299,500	379,600	436,800	504,600	17	299,000	380,300	437,300	504,900
18	303,100	382,300	439,200	506,600	18	302,600	382,900	439,700	506,900
19	306,600	385,100	441,600	508,600	19	306,200	385,700	442,100	508,900
20	310,200	387,900	444,000	510,600	20	309,800	388,500	444,500	510,900
21	313,800	390,800	446,000	512,400	21	313,500	391,400	446,400	512,700
22	317,500	393,400	448,400	514,200	22	317,300	394,000	448,800	514,400
23	321,000	396,000	450,800	516,100	23	321,000	396,600	451,200	516,300
24	324,700	398,600	453,100	518,000	24	324,700	399,200	453,400	518,200
25	328,200	400,900	455,300	519,700	25	328,300	401,600	455,500	519,900
26	331,000	403,200	457,600	521,500	26	331,000	403,900	457,800	521,700
27	333,700	405,500	459,800	523,300	27	333,800	406,200	460,100	523,500
28	336,300	407,800	462,100	525,100	28	336,600	408,500	462,400	525,300
29	339,100	410,200	464,300	527,000	29	339,300	410,900	464,600	527,200
30	341,400	412,300	466,600	528,800	30	341,700	413,000	466,900	529,000
31	343,600	414,300	468,900	530,600	31	344,100	414,900	469,200	530,800
32	346,000	416,400	471,100	532,400	32	346,500	417,000	471,500	532,600

改正後					改正前				
33	348,400	418,500	473,100	534,000	33	348,900	419,000	473,400	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800	34	351,400	421,000	475,500	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500	35	353,700	423,000	477,600	537,400
36	355,600	424,500	479,400	539,300	36	356,200	425,000	479,700	539,200
37	358,000	426,600	481,500	540,900	37	358,600	427,100	481,800	540,700
38	360,400	428,600	483,300	542,500	38	361,000	429,100	483,600	542,300
39	362,800	430,600	485,100	543,900	39	363,400	431,100	485,400	543,500
40	365,200	432,600	486,900	545,500	40	365,800	433,100	487,200	545,100
41	367,500	434,600	488,600	547,000	41	368,100	435,000	488,900	546,500
42	368,900	436,400	490,400	548,400	42	369,600	436,800	490,700	547,900
43	370,400	438,100	492,200	549,800	43	371,100	438,600	492,500	549,300
44	371,900	439,900	494,000	551,100	44	372,600	440,400	494,300	550,500
45	373,400	441,800	495,600	552,300	45	374,000	442,300	495,600	551,700
46	374,800	443,600	497,300	553,300	46	375,300	444,100	497,300	552,700
47	376,300	445,400	499,100	554,300	47	376,800	445,900	499,100	553,700
48	377,800	447,100	500,900	555,300	48	378,300	447,700	500,900	554,700
49	379,100	448,900	502,500	556,300	49	379,600	449,400	502,500	555,600
50	380,100	450,600	503,800	557,200	50	380,600	451,000	503,800	556,500
51	381,100	452,400	505,100	558,100	51	381,600	452,800	505,100	557,400
52	382,100	454,200	506,400	559,000	52	382,600	454,600	506,400	558,300
53	383,100	456,100	507,700	559,800	53	383,500	456,500	507,700	559,000
54	384,000	457,300	509,000	560,700	54	384,400	457,700	509,000	559,900
55	384,900	458,500	510,300	561,600	55	385,300	458,900	510,300	560,800
56	385,800	459,700	511,600	562,500	56	386,200	460,100	511,600	561,700
57	386,800	460,900	512,600	563,400	57	387,200	461,300	512,600	562,600
58	387,700	461,900	513,400	564,300	58	388,100	462,300	513,300	563,500
59	388,500	462,900	514,200	565,200	59	388,800	463,300	514,000	564,400

改正後					改正前				
60	389,300	463,900	515,000	565,900	60	389,700	464,300	514,700	564,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800	61	390,400	465,000	515,600	565,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700	62	390,900	465,700	516,300	566,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600	63	391,400	466,400	517,200	567,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500	64	391,900	467,100	517,900	568,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400	65	392,200	467,800	518,800	569,400
66		468,200	520,200		66		468,500	519,700	
67		468,900	520,900		67		469,200	520,200	
68		469,600	521,800		68		469,900	521,100	
69		470,100	522,700		69		470,400	522,000	
70		470,800	523,500		70		471,100	522,700	
71		471,500	524,400		71		471,800	523,600	
72		472,200	525,300		72		472,500	524,500	
73		472,600	526,100		73		472,800	525,300	
74		473,200	527,000		74		473,300	526,200	
75		473,900	527,900		75		474,000	527,100	
76		474,600	528,600		76		474,700	527,600	
77		475,000	529,400		77		475,000	528,400	
78		475,600	530,300		78		475,600	529,300	
79		476,200	531,200		79		476,200	530,200	
80		476,700	532,100		80		476,600	531,100	
81		477,300	532,900		81		477,200	531,900	
82		477,800	533,800		82		477,600	532,800	
83		478,300	534,700		83		478,000	533,700	
84		478,800	535,600		84		478,400	534,600	
85		479,200	536,400		85		478,700	535,400	
86		479,800	537,300		86		479,300	536,300	

改正後					
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以外 の職員	1	159,800	187,600	236,400	259,600	285,500	331,200
	2	161,200	189,700	238,200	260,600	287,400	333,300
	3	162,800	191,800	240,000	261,500	289,300	335,400
	4	164,200	193,800	241,900	262,600	291,300	337,600
	5	165,700	195,900	243,300	263,600	293,100	339,800
	6	167,200	198,300	244,600	264,600	294,900	342,000
	7	168,700	200,600	245,800	265,400	296,800	344,200

改正前					
	87		479,700	537,200	
	88		480,200	538,100	
	89		480,700	538,900	
	90		481,300		
	91		481,900		
	92		482,300		
	93		482,800		
	94		482,900		
	95		483,500		
	96		484,100		
	97		484,600		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以外 の職員	1	157,700	185,100	233,300	258,300	288,600	334,300
	2	159,100	187,200	235,100	259,500	290,600	336,500
	3	160,600	189,300	236,900	260,800	292,600	338,700
	4	162,000	191,400	238,700	262,100	294,600	340,900
	5	163,400	193,500	240,300	263,200	296,400	343,100
	6	164,900	195,700	241,800	264,600	298,300	345,300
	7	166,400	198,000	243,300	265,700	300,200	347,500

改正後							
	8	170,200	202,900	247,100	266,500	298,800	346,300
	9	171,500	205,300	248,200	267,600	300,700	348,000
	10	173,200	206,700	249,300	268,400	302,600	350,000
	11	174,900	208,200	250,200	269,600	304,400	351,900
	12	176,500	209,600	251,200	270,800	306,300	354,000
	13	178,000	211,000	252,600	272,100	308,000	356,000
	14	180,000	212,500	253,700	273,500	309,800	358,100
	15	182,000	214,000	254,500	274,800	311,600	360,200
	16	184,000	215,200	255,500	276,300	313,400	362,200
	17	186,300	216,600	256,400	277,700	315,300	364,200
	18	188,400	218,100	257,300	279,100	316,900	366,300
	19	190,500	219,700	258,300	280,400	318,600	368,400
	20	192,600	221,200	259,300	281,900	320,400	370,500
	21	194,700	222,600	260,200	283,500	321,900	372,200
	22	197,000	224,300	261,200	285,100	323,400	374,300
	23	199,200	226,000	262,200	286,700	325,000	376,500
	24	201,400	227,700	263,200	288,200	326,500	378,500
	25	203,400	229,100	264,500	289,500	328,200	380,500
	26	204,700	230,900	265,900	291,300	329,600	382,100
	27	206,000	232,600	267,100	293,100	331,200	384,000
	28	207,300	234,300	268,500	294,800	332,800	385,900
	29	208,600	235,900	269,800	296,400	334,200	387,800
	30	209,800	237,300	271,300	298,200	335,700	389,500
	31	211,100	238,600	272,900	299,800	337,100	391,400
	32	212,300	239,800	274,400	301,500	338,600	393,200
	33	213,600	241,200	276,100	303,000	340,200	394,900
	34	214,900	242,300	277,600	304,500	341,700	396,600

改正前							
	8	167,900	200,300	244,600	267,100	302,100	349,700
	9	169,200	202,700	245,800	268,500	304,100	351,300
	10	170,900	204,100	247,200	269,600	306,000	353,300
	11	172,500	205,500	248,400	271,200	307,900	355,300
	12	174,100	206,900	249,800	272,800	309,800	357,300
	13	175,600	208,300	251,100	274,200	311,400	359,500
	14	177,600	209,800	252,400	275,800	313,200	361,600
	15	179,600	211,300	253,700	277,400	315,000	363,700
	16	181,600	212,400	255,000	279,000	316,800	365,800
	17	183,800	213,800	256,000	280,600	318,700	367,700
	18	185,900	215,300	257,400	282,100	320,400	369,800
	19	188,000	216,800	258,700	283,600	322,100	371,900
	20	190,100	218,300	260,000	285,100	323,800	374,000
	21	192,200	219,700	261,000	286,700	325,300	375,800
	22	194,400	221,400	262,400	288,300	326,900	377,900
	23	196,600	223,100	263,800	289,900	328,500	380,000
	24	198,800	224,800	265,200	291,300	330,100	382,100
	25	200,900	226,100	266,500	292,700	331,800	384,100
	26	202,200	227,800	268,100	294,500	333,300	385,800
	27	203,500	229,500	269,600	296,300	334,700	387,700
	28	204,800	231,200	271,200	298,100	336,300	389,600
	29	206,000	233,000	272,800	299,700	337,600	391,300
	30	207,100	234,500	274,400	301,400	339,100	393,100
	31	208,400	236,000	276,000	303,100	340,600	395,000
	32	209,500	237,300	277,600	304,800	342,100	396,900
	33	210,800	238,600	279,200	306,300	343,800	398,600
	34	212,100	240,000	280,700	307,900	345,400	400,300

改正後								改正前							
35	216,200	243,200	278,900	306,100	343,400	398,500		35	213,400	241,400	282,200	309,500	347,000	402,100	
36	217,500	244,300	280,300	307,700	344,900	400,200		36	214,700	242,800	283,500	311,100	348,600	403,900	
37	219,000	245,400	281,900	309,300	346,600	401,800		37	216,100	244,100	285,100	312,500	350,300	405,500	
38	220,400	246,500	283,300	310,700	348,200	403,500		38	217,500	245,400	286,400	314,100	351,900	407,300	
39	221,800	247,400	284,800	312,300	349,700	405,300		39	218,900	246,700	287,900	315,700	353,500	409,100	
40	223,200	248,500	286,300	313,900	351,300	407,100		40	220,300	248,000	289,400	317,300	355,100	410,900	
41	224,200	249,300	287,900	315,500	352,500	408,600		41	221,300	249,000	291,000	318,900	356,300	412,200	
42	225,600	250,200	289,500	316,900	354,100	410,200		42	222,700	250,300	292,600	320,400	357,800	413,900	
43	227,000	251,100	291,000	318,300	355,600	411,700		43	224,100	251,500	294,200	321,700	359,300	415,600	
44	228,400	252,100	292,600	319,900	357,000	413,000		44	225,500	252,800	295,800	323,200	360,800	417,200	
45	229,600	253,100	294,000	321,000	358,600	414,100		45	226,900	253,800	297,200	324,300	361,800	418,600	
46	231,100	254,100	295,400	322,400	359,600	415,200		46	228,400	255,200	298,700	325,700	362,900	420,200	
47	232,400	255,100	296,900	323,800	361,100	416,300		47	229,900	256,600	300,200	327,100	364,400	421,700	
48	233,700	256,100	298,500	325,300	362,400	417,500		48	231,200	258,000	301,700	328,600	365,700	423,200	
49	234,800	257,100	299,800	326,400	363,800	418,800		49	232,300	259,000	302,900	329,900	367,000	424,800	
50	235,900	258,300	301,100	327,800	365,300	419,900		50	233,700	260,500	304,300	331,300	368,400	426,200	
51	236,900	259,500	302,500	329,100	366,600	421,200		51	235,100	261,900	305,700	332,600	369,800	427,600	
52	238,000	260,800	303,900	330,400	368,000	422,300		52	236,500	263,300	307,100	334,000	371,200	429,100	
53	239,100	262,000	305,400	331,900	369,500	423,500		53	237,800	264,800	308,600	335,400	372,700	430,500	
54	240,200	263,600	306,700	333,300	370,700	424,500		54	239,100	266,400	310,000	336,800	373,900	432,000	
55	241,300	265,000	308,100	334,700	371,800	425,600		55	240,400	268,000	311,400	338,200	375,100	433,400	
56	242,300	266,500	309,600	336,000	373,000	426,700		56	241,700	269,500	312,800	339,600	376,300	434,800	
57	243,300	268,100	310,700	336,900	374,100	427,800		57	242,900	271,100	313,800	340,500	377,400	435,900	
58	244,300	269,700	311,900	338,200	375,000	428,300		58	244,200	272,700	315,100	341,800	378,400	436,800	
59	245,100	271,200	313,100	339,400	376,100	428,900		59	245,400	274,300	316,400	343,000	379,400	437,700	
60	246,100	272,800	314,500	340,700	377,100	429,300		60	246,700	275,900	317,800	344,300	380,400	438,400	
61	247,100	274,200	315,600	341,800	377,700	429,900		61	247,700	277,300	319,000	345,500	381,000	439,300	

改正後								改正前							
62	248,100	275,800	316,900	342,800	378,500	430,400		62	249,000	278,800	320,300	346,300	381,800	440,200	
63	249,000	277,300	318,200	344,000	379,300	430,800		63	250,300	280,300	321,600	347,600	382,600	441,100	
64	250,000	278,700	319,400	345,300	380,100	431,300		64	251,600	281,800	322,900	348,900	383,400	442,000	
65	250,900	280,300	320,800	346,400	380,800	432,000		65	252,400	283,400	324,200	350,000	384,200	442,900	
66	251,900	281,800	322,100	347,600	381,500	432,400		66	253,700	284,900	325,500	351,200	384,900	443,700	
67	253,100	283,300	323,400	348,800	382,300	432,700		67	255,100	286,400	326,800	352,400	385,700	444,500	
68	254,100	284,800	324,700	349,900	383,000	433,000		68	256,500	287,900	328,100	353,500	386,400	445,300	
69	255,000	286,100	325,400	350,900	383,600	433,400		69	257,600	289,200	328,900	354,500	387,100	446,100	
70	256,100	287,600	326,500	351,900	384,200			70	258,900	290,700	330,000	355,600	387,700		
71	257,300	289,100	327,600	353,000	384,900			71	260,200	292,200	331,100	356,700	388,400		
72	258,500	290,500	328,500	354,200	385,500			72	261,500	293,700	332,000	357,800	388,900		
73	259,900	291,700	329,800	355,000	386,200			73	262,900	294,800	333,100	358,100	389,600		
74	261,200	293,100	330,500	356,100	386,700			74	264,200	296,200	333,800	359,200	390,000		
75	262,500	294,500	331,700	357,200	387,400			75	265,500	297,600	335,000	360,300	390,600		
76	263,900	295,800	332,900	358,300	387,900			76	266,800	299,000	336,200	361,400	391,000		
77	264,900	297,400	334,000	359,000	388,300			77	267,700	300,400	337,300	361,900	391,400		
78	266,000	298,700	335,200	359,800	388,900			78	268,900	301,700	338,500	362,700	392,000		
79	267,300	299,900	336,300	360,600	389,400			79	270,200	303,000	339,700	363,500	392,600		
80	268,600	301,200	337,500	361,300	389,700			80	271,500	304,300	340,900	364,300	393,000		
81	269,700	302,000	338,600	361,900	390,000			81	272,600	305,100	341,900	364,900	393,500		
82	270,700	303,200	339,700	362,400	390,500			82	273,700	306,300	343,000	365,400	394,100		
83	271,800	304,300	340,700	363,000	390,900			83	274,800	307,500	344,100	366,000	394,700		
84	272,900	305,500	341,800	363,500	391,200			84	275,900	308,800	345,200	366,500	395,300		
85	273,800	306,600	342,800	364,100	391,500			85	276,800	309,600	346,100	367,100	395,800		
86	274,800	307,800	343,800	364,700	392,000			86	277,700	310,800	347,100	367,600	396,400		
87	275,900	309,100	344,700	365,300	392,500			87	278,800	312,000	348,000	368,200	397,000		
88	277,000	310,200	345,700	365,800	392,900			88	279,900	313,200	349,000	368,700	397,600		

改正後						改正前					
89	278,000	311,500	346,700	366,200	393,200	89	280,800	314,400	350,100	369,100	398,000
90	278,900	312,700	347,500	366,600	393,600	90	281,800	315,600	350,900	369,600	398,500
91	279,900	313,900	348,300	367,200	394,100	91	282,800	316,800	351,700	370,200	399,100
92	280,900	315,100	349,100	367,700	394,500	92	283,800	318,000	352,500	370,600	399,700
93	281,900	315,900	349,700	368,000	394,900	93	284,800	318,900	353,200	370,900	400,200
94	282,900	316,600	350,300	368,500	395,300	94	285,800	319,600	353,700	371,400	400,700
95	283,800	317,300	351,000	368,900	395,800	95	286,800	320,300	354,400	371,900	401,300
96	284,800	317,900	351,600	369,200	396,200	96	287,800	320,900	354,900	372,200	401,900
97	285,700	318,600	352,000	369,800	396,600	97	288,700	321,600	355,200	372,800	402,400
98	286,600	318,900	352,400	370,300	397,000	98	289,500	321,900	355,500	373,300	
99	287,200	319,600	352,900	370,800	397,500	99	290,300	322,600	356,000	373,800	
100	288,100	320,300	353,400	371,300	397,900	100	291,200	323,300	356,300	374,300	
101	288,900	320,700	353,900	371,900	398,400	101	292,000	323,700	356,800	374,900	
102	289,700	321,300	354,300	372,400	398,800	102	292,800	324,300	357,100	375,400	
103	290,500	321,900	354,800	372,900	399,300	103	293,600	324,900	357,600	375,900	
104	291,300	322,500	355,200	373,300	399,700	104	294,400	325,500	357,900	376,300	
105	292,000	322,900	355,500	373,900	400,100	105	295,100	325,900	358,200	376,900	
106	292,500	323,400	356,000	374,400		106	295,600	326,400	358,700	377,400	
107	293,000	323,900	356,400	374,900		107	296,100	326,900	359,200	377,900	
108	293,500	324,400	356,700	375,400		108	296,600	327,400	359,500	378,400	
109	293,700	324,800	357,200	376,100		109	296,800	327,800	360,000	379,000	
110	294,000	325,200	357,700	376,500		110	297,200	328,200	360,500	379,500	
111	294,200	325,500	358,200	377,000		111	297,400	328,500	361,000	380,000	
112	294,600	325,800	358,700	377,500		112	297,800	328,900	361,500	380,500	
113	294,900	326,200	359,200	378,100		113	298,100	329,300	362,000	381,100	
114	295,100	326,600	359,700			114	298,200	329,700	362,500		
115	295,500	327,000	360,200			115	298,600	330,100	363,000		

改正後				改正前			
116	295,800	327,300	360,600	116	298,900	330,400	363,400
117	296,100	327,500	361,000	117	299,200	330,600	363,800
118	296,400	327,800	361,400	118	299,500	330,900	364,300
119	296,700	328,200	361,900	119	299,800	331,300	364,800
120	297,200	328,400	362,400	120	300,200	331,400	365,300
121	297,500	328,600	362,800	121	300,500	331,500	365,700
122	297,900	328,900	363,300	122	300,900	331,700	366,200
123	298,200	329,200	363,800	123	301,300	331,900	366,700
124	298,600	329,500	364,300	124	301,700	332,100	367,200
125	298,800	329,700	364,700	125	301,900	332,300	367,600
126	299,000	330,000		126	302,000	332,600	
127	299,300	330,400		127	302,400	333,000	
128	299,700	330,600		128	302,800	333,100	
129	299,900	330,800		129	303,000	333,200	
130	300,200	331,100		130	303,200	333,600	
131	300,600	331,500		131	303,600	334,000	
132	301,000	331,700		132	304,000	334,200	
133	301,200	332,000		133	304,200	334,500	
134	301,500	332,400		134	304,400	334,900	
135	301,900	332,800		135	304,800	335,300	
136	302,200	333,200		136	305,000	335,700	
137	302,400	333,500		137	305,200	336,000	
138	302,700	333,900		138	305,500	336,400	
139	303,100	334,300		139	305,900	336,800	
140	303,400	334,700		140	306,100	337,200	
141	303,600	335,000		141	306,300	337,500	
142	304,000	335,400		142	306,700	337,900	

改正後							改正前						
143	304,400	335,700					143	307,100	338,300				
144	304,700	336,100					144	307,400	338,700				
145	304,800	336,400					145	307,500	339,000				
146	305,100	336,800					146	307,700	339,400				
147	305,400	337,200					147	307,900	339,800				
148	305,800	337,600					148	308,300	340,200				
149	306,000	337,900					149	308,500	340,500				
150	306,200	338,300					150	308,700	340,900				
151	306,500	338,700					151	309,000	341,300				
152	306,800	339,100					152	309,300	341,700				
153	307,200	339,400					153	309,700	342,000				
154	307,400						154	309,800					
155	307,600						155	310,000					
156	307,900						156	310,300					
157	308,200						157	310,600					
158	308,600						158	310,900					
159	308,900						159	311,200					
160	309,200						160	311,500					
161	309,600						161	311,900					
162	309,900						162	312,200					
163	310,200						163	312,500					
164	310,500						164	312,800					
165	310,900						165	313,200					
166	311,200						166	313,500					
167	311,500						167	313,800					
168	311,800						168	314,100					
169	312,200						169	314,500					

改正後							改正前						
再任用職員	236,000	256,500	263,800	274,000	290,500	327,900	再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第3 級別基準職務表(第7条関係)

(1) 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長又は主任の職務
4級	高度の知識又は経験に基づき特に困難な業務を分掌する係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	次長の職務
8級	(1) 部長の職務 (2) 会計管理者の職務

(2) 医療職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	医療業務を行う職務
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4級	(1) 保健所長の職務 (2) 極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務

(3) 医療職給料表(2)級別基準職務表

改正後		改正前
職務の級	基準となるべき職務	
1級	准看護師の職務	
2級	(1) 看護師の職務	
	(2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う 准看護師の職務	
3級	(1) 主任看護師の職務	
	(2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う 看護師の職務	
4級	(1) 主査の職務	
	(2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う 主任看護師の職務	
5級	(1) 副主任の職務	
	(2) 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う 主査の職務	
6級	主幹の職務	
参考 略		参考 略

【第3条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則(平成28年条例第 号) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例(以下「改正後の</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当) 第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。 第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>給与条例」という。)第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第10条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、第3条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職の給与条例」という。)第5条の規定、第7条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)第7条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>(給与等の内払)</p> <p>4 改正後の給与条例、改正後の特別職の給与条例、改正後の報酬条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与(盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第54号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)、第3条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第10条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。)、改正後の特別職の給与条例の規定による給与、改正後の報酬条例の規定による期末手当及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	

【第4条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>第6条から第8条まで 略 (給料の調整額等)</p> <p>第9条 第3条第2項の給料の調整額及び地域手当の月額は、次のとおりとする。 (1) 給料の調整額 給料月額以内で市長が定める額 (2) 地域手当 給料月額及び前号の給料の調整額の合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額</p> <p>第10条 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第6条から第8条まで 略 (給料の調整額等)</p> <p>第9条 第3条第2項の給料の調整額及び地域手当の月額は、次のとおりとする。 (1) 給料の調整額 給料月額以内で市長が定める額 (2) 地域手当 給料月額及び前号の給料の調整額の合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額</p> <p>第10条 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p>	

【第5条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、奨励手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条から第10条まで 略 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 <u>次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(1) <u>臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は職員の休日等(次号において「週休日等」という。)に管理者が定める勤務をした場合</u></p> <p>(2) <u>災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日</u></p>	<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>管理職手当</u>、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、奨励手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条から第10条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>の午前登時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合 (管理職手当)</p> <p>第10条の3 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職の特殊性に基づき管理者が指定するものに対して支給する。</p> <p>第11条及び第12条 略 (奨励手当)</p> <p>第13条 奨励手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、<u>その者のこれらの日以前における直近の人事評価の結果及びこれらの日以前6月以内の期間における勤務の状況</u>に 応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>第13条の2から第14条まで 略 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第15条 第4条、<u>第4条の2(第2号に限る。)</u>、<u>第5条の2</u>、第11条及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第4条、第4条の2、第5条の2、第11条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。</p> <p>第16条から第20条まで 略 附 則 略 附 則(平成28年条例第 号) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第10条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職の特殊性に基づき管理者が指定するものに対して支給する。</p> <p>第11条及び第12条 略 (奨励手当)</p> <p>第13条 奨励手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、<u>これらの日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績</u>に 応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>第13条の2から第14条まで 略 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第15条 第4条、<u>第4条の2(第2号に限る。)</u>、<u>第5条の2</u>、第11条及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第4条、第4条の2、第5条の2、第11条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。</p> <p>第16条から第20条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)<u>及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</u></p>	

【第6条】盛岡市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市職員の退職手当に関する条例</p> <p>第1条から第7条の4まで 略 (退職手当の調整額)</p> <p>第7条の5 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする」と定めているものに限る。）の業務に従事させるための休職を除く。）地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多い</p>	<p>○盛岡市職員の退職手当に関する条例 昭和31年4月1日条例第15号 改正 略 盛岡市職員の退職手当に関する条例</p> <p>第1条から第7条の4まで 略 (退職手当の調整額)</p> <p>第7条の5 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする」と定めているものに限る。）の業務に従事させるための休職を除く。）地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多い</p>

改正後	改正前
<p>ものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>5万9,550円</u> (2) 第2号区分 <u>5万4,150円</u> (3) 第3号区分 <u>4万3,350円</u> (4) 第4号区分 <u>3万2,500円</u> (5) 第5号区分 <u>2万7,100円</u> (6) 第6号区分 <u>2万1,700円</u> (7) 第7号区分 零</p> <p>2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。</p> <p>3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p>	<p>ものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>4万5,850円</u> (2) 第2号区分 <u>4万1,700円</u> (3) 第3号区分 <u>3万3,350円</u> (4) 第4号区分 <u>2万5,000円</u> (5) 第5号区分 <u>2万850円</u> (6) 第6号区分 <u>1万6,700円</u> (7) 第7号区分 零</p> <p>2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。</p> <p>3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合退職者</p>
<p>(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定に</p>	<p>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定に</p>

改正後	改正前
<p>より計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零</p> <p>(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第7条の6から第22条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>より計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零</p> <p>(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第7条の6から第22条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第7条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第8条及び第9条 略</p>	<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第8条及び第9条 略</p>

改正後	改正前
<p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例(以下「改正後の給与条例」という。)第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第10条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、第3条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職の給与条例」という。)第5条の規定、第7条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)第7条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>(給与等の内払)</p> <p>4 改正後の給与条例、改正後の特別職の給与条例、改正後の報酬条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与</p>	<p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>(盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第54号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)、第3条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第10条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。)、改正後の特別職の給与条例の規定による給与、改正後の報酬条例の規定による期末手当及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>別表 略</p>	<p>別表 略</p>

【第8条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条から第6条2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第8条及び第9条 略</p>	<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条から第6条2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第8条及び第9条 略</p>

改正後	改正前
<p>附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

【第9条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条から第14条まで 略 (<u>管理職員特別勤務手当</u>)</p> <p><u>14条の2 次条の規定による管理職手当の支給を受ける職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(1) <u>臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は職員の休日等(次号において「週休日等」という。)に管理者が定める勤務をした場合</u></p> <p>(2) <u>災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日</u></p>	<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条から第14条まで 略</p>

改正後	改正前
<p><u>の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合</u></p> <p>第15条から第17条まで 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、<u>その者のこれらの日以前における直近の人事評価の結果及びこれらの日以前6月以内の期間における勤務の状況</u>に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>第19条から第20条まで 略 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第4条から第6条まで、第16条及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第4条から第7条まで、第9条、第16条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。</p> <p>第22条から第26条まで 略 附 則 略 附 則(平成28年条例第 号) (施行期日等)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)</u>及び第11条から第13</p>	<p>第15条から第17条まで 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、<u>これらの日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績</u>に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>第19条から第20条まで 略 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第4条から第7条(第2号に限る。)まで、第9条、第16条及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第4条から第7条まで、第9条、第16条及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。</p> <p>第22条から第26条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種額及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種額及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p>	

【第10条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2</td> <td>100分の120</td> <td>100分の140</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の4第2	100分の120	100分の140	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2</td> <td>100分の120</td> <td>100分の140</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の4第2	100分の120	100分の140
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																							
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																							
第33条の4第2	100分の120	100分の140																							
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																							
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																							
第33条の4第2	100分の120	100分の140																							

改正後			改正前		
項	100分の140	100分の170	項	100分の135	100分の155
第9条及び第10条 略 附則 略 附則(平成28年条例第 号) (施行期日等)			第9条及び第10条 略 附則 略		
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。)、第4条、第5条(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。)、第6条、第8条、第9条(盛岡市市立病院企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。)及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種別及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。					
2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例(以下「改正後の給与条例」という。)第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第10条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、第3条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職の給与条例」という。)第5条の規定、第7条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)第7条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 (適用日前の異動者の号給の調整)					
3 平成27年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異					

改正後	改正前
<p>動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与等の内払)</p> <p>4 改正後の給与条例、改正後の特別職の給与条例、改正後の報酬条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与(盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第54号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第9項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)、第3条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び第10条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。)、改正後の特別職の給与条例の規定による給与、改正後の報酬条例の規定による期末手当及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。 (特別の事情による調整)</p> <p>10 特別の事情によりこの条例の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、市長は、他の職員との権衡上必要な調整を行うことができる。 (委任) 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	

改正後			改正前		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
号給	給料月額		号給	給料月額	
		円			円
1		378,000	1		377,000
2		427,000	2		426,000
3		480,000	3		479,000
4		543,000	4		542,000
5		618,000	5		618,000
6		722,000	6		722,000
7		845,000	7		845,000

【第11条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、別表第1に掲げる給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げた認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>第7条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、</p>	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、別表 に掲げる給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する</p> <p>_____。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表 に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げた認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>第7条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、</p>

改正後		
第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。		
2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が
第33条の4第2項	100分の122.5	100分の155
	100分の137.5	100分の155
(上下水道局企業職員給与条例等の適用除外等)		
第9条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号。以下「上下水道局企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2第2号、第10条の3及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」と		

改正前		
第3章、第3章の3、第6章、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。		
2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）
第33条の4第2項	100分の120	100分の140
	100分の140	100分の170
(上下水道局企業職員給与条例等の適用除外等)		
第9条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号。以下「上下水道局企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の2、第7条から第9条まで、第10条の2及び第13条の規定並びに盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号。以下「市立病院企業職員給与条例」と		

改正後	
いう。）第4条、第5条、第7条、第11条から第13条まで、第14条の2第2号、第15条及び第18条の規定については、特定任期付企業職員には適用しない。	
2 特定任期付企業職員に係る上下水道局企業職員給与条例第2条第3項及び第10条の2（第2号を除く。）並びに市立病院企業職員給与条例第2条第3項及び第14条の2（第2号を除く。）の規定の適用については、上下水道局企業職員給与条例第2条第3項及び市立病院企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、上下水道局企業職員給与条例第10条の2及び市立病院企業職員給与条例第14条の2中「職員が」とあるのは「職員及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員が」とする。	
第10条 略	
附則 略	
附則（平成28年条例第 号）	
（施行期日等）	
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）、及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。	
（給料の切替えに伴う経過措置）	
6 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、そ	

改正前	
いう。）第4条、第5条、第7条、第11条から第13条まで、第15条及び第18条の規定については、特定任期付企業職員には適用しない。	
2 特定任期付企業職員に係る上下水道局企業職員給与条例第2条第3項及び市立病院企業職員給与条例第2条第3項の規定の適用については、	
「及び退職手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び退職手当」と	
する。	
第10条 略	
附則 略	

改正後	改正前
<p>の者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7 切替施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）について、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>8 切替施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項並びに第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項の規定の適用については、第2条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例第9条の2第1項及び第16条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額、盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第54号）附則第9項から第11項までの規定による給料の額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」と、第11条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額の合計額」とする。 （特別の事情による調整）</p> <p>10 特別の事情によりこの条例の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、市長は、他の職員との権衡上必要な調整を行うことができる。</p>	

改正後	改正前																																																				
<p>（委任）</p> <p>11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">423,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">475,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">537,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">612,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">715,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">836,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">基準となるべき職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	374,000	2	423,000	3	475,000	4	537,000	5	612,000	6	715,000	7	836,000	号給	基準となるべき職務	1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務	2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務	3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者	<p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">378,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">480,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">543,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">618,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">722,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">845,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	378,000	2	427,000	3	480,000	4	543,000	5	618,000	6	722,000	7	845,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	374,000																																																				
2	423,000																																																				
3	475,000																																																				
4	537,000																																																				
5	612,000																																																				
6	715,000																																																				
7	836,000																																																				
号給	基準となるべき職務																																																				
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務																																																				
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務																																																				
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務																																																				
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務																																																				
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務																																																				
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務																																																				
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	378,000																																																				
2	427,000																																																				
3	480,000																																																				
4	543,000																																																				
5	618,000																																																				
6	722,000																																																				
7	845,000																																																				

改正後	改正前
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務</p> </div>	

【第12条】盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月27日条例第5号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(職務の級等)</p> <p>第3条 教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 別表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。</p> <p>3 義務教育等教員特別手当の月額は、市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定により算定された額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>4 給与及び旅費の支給日及び支給手続については、市の一般職の職員の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	<p>○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月27日条例第5号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(職務の級等)</p> <p>第3条 職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定により算定された額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>3 給与及び旅費の支給日及び支給手続については、市の一般職の職員の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">附 則 (平成28年条例第 号抄)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となるべき職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>養護助教諭又は講師の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>教諭又は養護教諭の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>園長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となるべき職務	1 級	養護助教諭又は講師の職務	2 級	教諭又は養護教諭の職務	3 級	園長の職務	
職務の級	基準となるべき職務								
1 級	養護助教諭又は講師の職務								
2 級	教諭又は養護教諭の職務								
3 級	園長の職務								

【第13条】盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 附 則（平成26年条例第54号） 附則第1項から第8項まで 略 9 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特例適用職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める特例適用職員を除く。）には、給料月額のほか、切替施行日から平成28年3月31日までの間にあってはその差額に相当する額に100分の100を乗じて得た額を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては平成28年3月31日に受けていた給料月額（その額が現に受ける給料月額を超えない場合は、現に受ける給料月額）と切替施行日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額（以下「経過措置額」という。）に100分の70を乗じて得た額を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては経過措置額に100分の40を乗じて得た額を給料として支給する。 附則第10項から第14項まで 略 附 則（平成28年条例第 号） （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定を除く。）、第4条、第5条（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定を除く。）、第6条、第8条、第9条（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定を除く。）及び第11条から第13条までの規定並びに附則第5項から第9項までの規定は平成28年4月1日から、第2条中盛岡市職員給与支給条例第33条の5第1項の改正規定、第</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 附 則（平成26年条例第54号） 附則第1項から第8項まで 略 9 切替施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特例適用職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める特例適用職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額に、切替施行日から平成28年3月31日までの間にあっては100分の100を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額を給料として支給する。 附則第10項から第14項まで 略</p>
<p>改正後 5条中盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の改正規定及び第9条中盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>改正前</p>

議案第 25 号

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第 274号）の改正に伴い、常勤の職員の例に準じ、傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 傷病補償年金と同一の事由により障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。以下同じ。）が支給される場合の調整率を0.86から0.88に改める。
- (2) 休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合の調整率を0.86から0.88に改める。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和42年12月26日条例第25号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p>	<p>○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和42年12月26日条例第25号 改正 略</p>						
目次及び第1条から第24条まで 略	目次及び第1条から第24条まで 略						
附 則	附 則						
第1条から第3条の2まで 略 (他の法令による給付との調整)	第1条から第3条の2まで 略 (他の法令による給付との調整)						
第4条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。	第4条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。						
<table border="1"> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）</td> <td style="text-align: center;">0.73</td> </tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）	0.73	<table border="1"> <tr> <td>傷病補償年金</td> <td>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）</td> <td style="text-align: center;">0.73</td> </tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）	0.73
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）	0.73					
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）	0.73					

改正後	改正前																														
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(以下略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害補償年金</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遺族補償年金</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）			障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88		(以下略)		障害補償年金	(略)		遺族補償年金	(略)		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(以下略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害補償年金</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遺族補償年金</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）			障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		(以下略)		障害補償年金	(略)		遺族補償年金	(略)	
	及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）																														
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																													
	(以下略)																														
障害補償年金	(略)																														
遺族補償年金	(略)																														
	及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）																														
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																													
	(以下略)																														
障害補償年金	(略)																														
遺族補償年金	(略)																														
2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。	2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。																														
<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等及び障害基礎年金</td> <td style="text-align: center;">0.73</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td></td> </tr> </table>	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	(以下略)		<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等及び障害基礎年金</td> <td style="text-align: center;">0.73</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td></td> </tr> </table>	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86	(以下略)																			
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73																														
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88																														
(以下略)																															
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73																														
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86																														
(以下略)																															
附 則 略	附 則 略																														
附 則（平成28年条例第 号）																															
1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。																															
2 改正後の盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の																															

改正後	改正前
<p>生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。</p>	

議案第 26 号

盛岡市市税条例及び盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

申請者の利便性向上に配慮する観点から、市民税等の減免等及び介護保険料の減免に係る申請書の提出期限を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市市税条例の一部改正

ア 市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免等に係る申請書の提出期限を、納期限までとする。(現行 納期限前7日)

イ 国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限を、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払の日までとする。(現行 納期限前7日又は特別徴収対象年金給付の支払の前日7日)

(2) 盛岡市介護保険条例の一部改正

介護保険料の減免に係る申請書の提出期限を、納期限又は特別徴収対象年金給付の支払の日までとする。(現行 納期限前7日又は特別徴収対象年金給付の支払の前日7日)

3 施行期日

平成28年4月1日

【第1条】盛岡市市税条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第45条の6まで 略 (市民税の減免)</p> <p>第45条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者</p> <p>(4) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を多額に支払つた者</p> <p>(5) 学生及び生徒</p> <p>(6) 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>(7) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体</p> <p>(8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限 までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第45条の6まで 略 (市民税の減免)</p> <p>第45条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者</p> <p>(4) 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を多額に支払つた者</p> <p>(5) 学生及び生徒</p> <p>(6) 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>(7) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体</p> <p>(8) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号</p> <p>(2) 年度（法人税割にあつては、その課税標準の算定期間）、納期の別及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第45条の7の2から第62条まで 略 (固定資産税の軽減又は免除)</p> <p>第63条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産で必要があると認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除する。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業若しくは土地地区画整理法による土地地区画整理事業（以下「土地地区画整理事業等」という。）の施行に伴い、仮換地指定前に、道路、公園その他公共の用に供されたため使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、仮換地の指定があつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。</p> <p>(2) 土地地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地が当該仮換地に対応する従前の土地に比して減少した場合における従前の土地に対する固定資産税は、地積の減少の割合に応じて、当該仮換地を使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、従前の土地について使用し、又は収益しているときは、この限りでない。</p> <p>(3) 土地地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地に他人の工作物等がある場合において、その全部につき使用し、又は収益することができないときは、従前の土地に対する固定資産税は、その指定のあつた</p>	<p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号</p> <p>(2) 年度（法人税割にあつては、その課税標準の算定期間）、納期の別及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第45条の7の2から第62条まで 略 (固定資産税の軽減又は免除)</p> <p>第63条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産で必要があると認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除する。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業若しくは土地地区画整理法による土地地区画整理事業（以下「土地地区画整理事業等」という。）の施行に伴い、仮換地指定前に、道路、公園その他公共の用に供されたため使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、仮換地の指定があつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。</p> <p>(2) 土地地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地が当該仮換地に対応する従前の土地に比して減少した場合における従前の土地に対する固定資産税は、地積の減少の割合に応じて、当該仮換地を使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、従前の土地について使用し、又は収益しているときは、この限りでない。</p> <p>(3) 土地地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地に他人の工作物等がある場合において、その全部につき使用し、又は収益することができないときは、従前の土地に対する固定資産税は、その指定のあつた</p>

改正後	改正前
<p>日の属する月から使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減し、その一部につき使用し、又は収益することができないときは、その割合に応じて月割の方法により固定資産税を軽減する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用させている部分があるときは、その使用の割合に応じて軽減額を減ずるものとする。</p> <p>(4) 土地区画整理事業等の施行に伴い、仮換地を与えず金銭をもつて清算される土地に対する固定資産税は、その土地に対する指定のあつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。</p> <p>(5) 公共事業実施のため、使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。</p> <p>(6) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活支援給付を受ける者の所有し、かつ、使用する固定資産に対して課する固定資産税は、生活扶助又は生活支援給付を受けることとなつた日の属する月から受けなくなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。</p> <p>(7) 公益のため、直接専用する固定資産に対して課する固定資産税は、これを免除する。ただし、当該固定資産を有料で借り受けているときはその所有者に固定資産税を課する。</p> <p>(8) 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により公衆浴場入浴料金の価格につき統制額の指定を受ける公衆浴場の事業の用に供する固定資産(住宅用地を除く。)に対して課する固定資産税は、これを軽減する。</p> <p>(9) 災害により被害を受けた固定資産に対する固定資産税は、その被害</p>	<p>日の属する月から使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減し、その一部につき使用し、又は収益することができないときは、その割合に応じて月割の方法により固定資産税を軽減する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用させている部分があるときは、その使用の割合に応じて軽減額を減ずるものとする。</p> <p>(4) 土地区画整理事業等の施行に伴い、仮換地を与えず金銭をもつて清算される土地に対する固定資産税は、その土地に対する指定のあつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。</p> <p>(5) 公共事業実施のため、使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。</p> <p>(6) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活支援給付を受ける者の所有し、かつ、使用する固定資産に対して課する固定資産税は、生活扶助又は生活支援給付を受けることとなつた日の属する月から受けなくなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。</p> <p>(7) 公益のため、直接専用する固定資産に対して課する固定資産税は、これを免除する。ただし、当該固定資産を有料で借り受けているときはその所有者に固定資産税を課する。</p> <p>(8) 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により公衆浴場入浴料金の価格につき統制額の指定を受ける公衆浴場の事業の用に供する固定資産(住宅用地を除く。)に対して課する固定資産税は、これを軽減する。</p> <p>(9) 災害により被害を受けた固定資産に対する固定資産税は、その被害</p>

改正後	改正前
<p>の程度に応じ、これを軽減又は免除する。</p> <p>(10) 災害により自己の所有に係る家屋に甚大な被害を受けた者が当該被害を受けた日から5年以内に再建した家屋(家屋の再建に代えて取得した家屋を含む。以下この号において同じ。)に対して課する固定資産税は、当該再建した家屋に対して固定資産税を課することとなる年度から2年度を限度として、市長の定めるところにより、これを軽減又は免除する。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に必要と認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限____までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその軽減又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格</p> <p>(3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格</p> <p>(4) 債却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格</p> <p>(5) 軽減又は免除を受けようとする事由</p> <p>3 第1項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第63条の2から第80条まで 略 (軽自動車税の減免)</p> <p>第81条 市長は、公益のために直接専用すると認められる軽自動車等に対する軽自動車税及び天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要と認める者に係る軽自動車税を減免することができる。</p>	<p>の程度に応じ、これを軽減又は免除する。</p> <p>(10) 災害により自己の所有に係る家屋に甚大な被害を受けた者が当該被害を受けた日から5年以内に再建した家屋(家屋の再建に代えて取得した家屋を含む。以下この号において同じ。)に対して課する固定資産税は、当該再建した家屋に対して固定資産税を課することとなる年度から2年度を限度として、市長の定めるところにより、これを軽減又は免除する。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に必要と認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその軽減又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格</p> <p>(3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格</p> <p>(4) 債却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格</p> <p>(5) 軽減又は免除を受けようとする事由</p> <p>3 第1項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第63条の2から第80条まで 略 (軽自動車税の減免)</p> <p>第81条 市長は、公益のために直接専用すると認められる軽自動車等に対する軽自動車税及び天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要と認める者に係る軽自動車税を減免することができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項</p> <p>3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）</p>	<p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項</p> <p>3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）</p>
<p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限</p>	<p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限</p>

改正後	改正前
<p>る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別優遇法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交</p>	<p>る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別優遇法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交</p>

改正後	改正前
<p>付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限____までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第81条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>第82条から第118条の11まで 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第118条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1) 公益のために直接専用する土地</p> <p>(2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地</p> <p>(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限____までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その</p>	<p>付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第81条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>第82条から第118条の11まで 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第118条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1) 公益のために直接専用する土地</p> <p>(2) 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地</p> <p>(3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その</p>

改正後	改正前
<p>被害の状況</p> <p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第118条の13から第149条の2まで 略</p> <p>(保険税の減免)</p> <p>第150条 市長は、保険税の納税者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によつて、保険税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては納期限____までに、特別徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては特別徴収対象年金給付の支払の日____までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 年度、納期別及び税額</p> <p>(2) 減免を受けようとする事由</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者になつたことにより、その被扶養者だつた者が国民健康保険の被保険者になつた場合は、職種で保険税を減免することができる。</p> <p>附則 略</p> <p>附則（平成28年条例第 号）</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>被害の状況</p> <p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第118条の13から第149条の2まで 略</p> <p>(保険税の減免)</p> <p>第150条 市長は、保険税の納税者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によつて、保険税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては特別徴収対象年金給付の支払の日前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 年度、納期別及び税額</p> <p>(2) 減免を受けようとする事由</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者になつたことにより、その被扶養者だつた者が国民健康保険の被保険者になつた場合は、職種で保険税を減免することができる。</p> <p>附則 略</p>

【第2条】盛岡市介護保険条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市介護保険条例 目次及び第1条から第10条まで 略 (保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認める者に対し、保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては納期限____までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては特別徴収対象年金給付の支払の日____までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第12条から第32条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成28年条例第 号)</u> この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略</p> <p>盛岡市介護保険条例 目次及び第1条から第10条まで 略 (保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認める者に対し、保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては特別徴収対象年金給付の支払の日前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第12条から第32条まで 略 附 則 略</p>

議案第 27 号

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、審査申出人の代表者等がその資格を失った場合の届出義務を定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

審査申出人は、次に掲げる者がその資格を失ったときは、書面でその旨を盛岡市固定資産評価審査委員会に届け出なければならないこととする。

- (1) 審査申出人である法人その他の社団又は財団の代表者又は管理人
- (2) 共同審査申出人が互選した総代
- (3) 審査申出人の代理人

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年10月4日条例第48号</p> <p>改正 昭和38年3月27日条例第7号 平成11年6月7日条例第33号 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p><u>2 法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べることを求める場合におけるその旨とする。</u></p> <p>審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u> _____に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p>	<p>○盛岡市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年10月4日条例第48号</p> <p>改正 昭和38年3月27日条例第7号 平成11年6月7日条例第33号</p> <p>盛岡市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p><u>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 (2) 審査の申出の趣旨及び理由 (3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨 (4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、<u>前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p><u>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u> (審査申出書の受理等)</p> <p>5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかにその記載事項、提出期限、その他の事項について調査をしなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、且つ、適正な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。</p> <p><u>3 法第432条第2項において準用する行政不服審査法第23条の相当の期間は、5日以内とする。</u></p> <p>4 委員会は、審査申出書を受理した場合においては、その旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>第4節 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し、_____必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、_____正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対し、その副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p>	<p>5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>(審査申出書の受理等)</p> <p>第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかにその記載事項、提出期限、その他の事項について調査をしなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、且つ、適正な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。</p> <p><u>3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期間を定めて審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。</u></p> <p>4 委員会は、審査申出書を受理した場合においては、その旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>第4節 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し<u>審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</u></p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
第6条の2から第13条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。	第6条の2から第13条まで 略 附 則 略

議案第 28 号

盛岡市子ども未来基金条例について

1 制定の趣旨

市民が行う子ども及びその保護者に対する支援の促進を図ることにより、市の未来を担う子どもがより健やかに成長することができる社会の実現に資するため、子ども未来基金を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基金の積立てについて

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(2) 運用益金の処理について

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 29 号

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴う建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）の改正により、法の用途規制においてダンスホールの用語が削除され、及びナイトクラブの属する分類が改められたことに伴い、これらの用語を引用する規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第1種特別業務地区、第2種特別業務地区、第3種特別業務地区及び特別工業地区内に建築してはならない建築物からダンスホールを除く。
- (2) 第1種特別業務地区、第2種特別業務地区、第3種特別業務地区及び特別工業地区内に建築してはならない建築物についてナイトクラブその他これに類するものが属する分類を改める。

3 施行期日

- (1) 2 - (1) 公布の日
- (2) 2 - (2) 平成28年6月23日

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成7年9月29日条例第35号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市特別用途地区建築制限条例</p> <p>第1条 略 (建築の制限等)</p> <p>第2条 第1種特別業務地区内、第2種特別業務地区内、第3種特別業務地区内、第4種特別業務地区内及び特別工業地区内においては、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長がこれらの地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項ただし書の規定による許可をするときは、あらかじめ、当該許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、盛岡市建築審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行うときは、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに告示しなければならない。</p> <p>第3条から第5条まで 略 (罰則)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者) (2) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主 (3) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p>	<p>○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成7年9月29日条例第35号 改正 略 盛岡市特別用途地区建築制限条例</p> <p>第1条 略 (建築の制限等)</p> <p>第2条 第1種特別業務地区内、第2種特別業務地区内、第3種特別業務地区内、第4種特別業務地区内及び特別工業地区内においては、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長がこれらの地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項ただし書の規定による許可をするときは、あらかじめ、当該許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、盛岡市建築審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行うときは、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに告示しなければならない。</p> <p>第3条から第5条まで 略 (罰則)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者) (2) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主 (3) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p>

改正後	改正前								
<p>第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項の改正規定(同項第2号の改正規定(ダンスホールに係る部分に限る。))を除く。)及び同表特別工業地区内に建築してはならない建築物の項の改正規定(同項第3号の改正規定(ダンスホールに係る部分に限る。))を除く。)は、平成28年6月23日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1種特別業務地区内に建築してはならない建築物</td> <td>(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅(延べ面積の2分の1未満を住居の用に供し、かつ、法第48条第10項及び第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物</td> <td>(1) ホテル又は旅館</td> </tr> </table>	第1種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅(延べ面積の2分の1未満を住居の用に供し、かつ、法第48条第10項及び第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) ホテル又は旅館	<p>第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。 附 則 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1種特別業務地区内に建築してはならない建築物</td> <td>(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅(延べ面積の2分の1未満を住居の用に供し、かつ、法第48条第10項及び第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物</td> <td>(1) ホテル又は旅館</td> </tr> </table>	第1種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅(延べ面積の2分の1未満を住居の用に供し、かつ、法第48条第10項及び第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) ホテル又は旅館
第1種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅(延べ面積の2分の1未満を住居の用に供し、かつ、法第48条第10項及び第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの								
第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) ホテル又は旅館								
第1種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項に掲げるもの(第6号及び第11号に掲げる建築物を除く。) (2) 住宅(延べ面積の2分の1未満を住居の用に供し、かつ、法第48条第10項及び第2条第1項の規定による建築の制限を受けない用途を兼ねる住宅を除く。) (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの								
第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物	(1) ホテル又は旅館								

改正後		改正前	
<p>第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物</p> <p>(2) キャバレー、料理店 _____その他これらに類するもの</p> <p>(3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(4) 学校</p> <p>(5) 病院</p> <p>(6) 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物</p> <p>(7) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(8) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(9) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場</p> <p>(10) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(11) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、競馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>		<p>第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物</p> <p>(2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(4) 学校</p> <p>(5) 病院</p> <p>(6) 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物</p> <p>(7) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(8) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(9) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場</p> <p>(10) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(11) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、競馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>	
<p>第3種特別業務地区内に建築してはならない建築物</p> <p>(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第1号から第4号までに掲げるもの</p> <p>(2) 物品販売業（自動車又はその部品の販売業を除く。）を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第11号に掲げるもの</p>		<p>第3種特別業務地区内に建築してはならない建築物</p> <p>(1) 第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第1号から第4号までに掲げるもの</p> <p>(2) 物品販売業（自動車又はその部品の販売業を除く。）を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第11号に掲げるもの</p>	
<p>第4種特別業務地区内に建築してはならない建築物</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食</p>		<p>第4種特別業務地区内に建築してはならない建築物</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食</p>	

改正後		改正前	
<p>第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物</p> <p>店舗、展示場、遊技場、競馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>		<p>第2種特別業務地区内に建築してはならない建築物</p> <p>店舗、展示場、遊技場、競馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>	
<p>特別工業地区内に建築してはならない建築物</p> <p>(1) 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>ア アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量10リットル未満のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。）</p> <p>イ 印刷用インキの製造</p> <p>ウ 原動機を使用する塗料の吹付け</p> <p>エ 原動機を使用する研磨機による金属の乾燥研磨（2台以下の研磨機によるものにおいて、工具研磨を除く。）</p> <p>オ コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉砕若しくは乾燥研磨又は木材の粉砕で原動機を使用するもの</p> <p>カ 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属プレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断</p> <p>キ 印刷用平版の研磨</p> <p>ク 原動機を使用するセメント製品の製造</p> <p>ケ ワイヤフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>コ 木材の引割り若しくはかんな削り、裁断、機械</p>		<p>特別工業地区内に建築してはならない建築物</p> <p>(1) 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>ア アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量10リットル未満のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。）</p> <p>イ 印刷用インキの製造</p> <p>ウ 原動機を使用する塗料の吹付け</p> <p>エ 原動機を使用する研磨機による金属の乾燥研磨（2台以下の研磨機によるものにおいて、工具研磨を除く。）</p> <p>オ コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉砕若しくは乾燥研磨又は木材の粉砕で原動機を使用するもの</p> <p>カ 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属プレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断</p> <p>キ 印刷用平版の研磨</p> <p>ク 原動機を使用するセメント製品の製造</p> <p>ケ ワイヤフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>コ 木材の引割り若しくはかんな削り、裁断、機械</p>	

改正後	改正前
<p>燃（ねん）糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立てで出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>サ 製針又は石材の引割りで出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>シ 合成樹脂の射出成形加工</p> <p>ス 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削</p> <p>セ めっき</p> <p>ソ 原動機を使用する印刷</p> <p>タ ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工</p> <p>チ タンブラーを使用する金属の加工</p> <p>ツ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業</p> <p>テ がん具煙火の製造</p> <p>ト 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付け（赤外線を用いるものを除く。）</p> <p>ナ セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工</p> <p>ニ 絵具又は水性塗料の製造</p> <p>ヌ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</p> <p>ネ 骨炭その他動物質炭の製造</p> <p>ノ せっけんの製造</p> <p>ハ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>ヒ 手すき紙の製造</p>	<p>燃（ねん）糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立てで出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>サ 製針又は石材の引割りで出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>シ 合成樹脂の射出成形加工</p> <p>ス 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削</p> <p>セ めっき</p> <p>ソ 原動機を使用する印刷</p> <p>タ ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工</p> <p>チ タンブラーを使用する金属の加工</p> <p>ツ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業</p> <p>テ がん具煙火の製造</p> <p>ト 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付け（赤外線を用いるものを除く。）</p> <p>ナ セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工</p> <p>ニ 絵具又は水性塗料の製造</p> <p>ヌ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</p> <p>ネ 骨炭その他動物質炭の製造</p> <p>ノ せっけんの製造</p> <p>ハ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>ヒ 手すき紙の製造</p>

改正後	改正前
<p>フ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</p> <p>ヘ ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白</p> <p>ホ 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの</p> <p>マ 骨、角、きば、ひずめ又は貝殻の引割り又は乾燥研磨で原動機を使用するもの</p> <p>ミ 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの</p> <p>ム レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>メ 墨、懐炉灰又は練炭の製造</p> <p>モ 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。）</p> <p>ヤ 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>ユ ガラスの製造又は砂吹き</p> <p>ヨ 金属の溶射又は砂吹き</p> <p>ラ 鉄板の波付加工</p> <p>リ ドラム缶の洗浄又は再生</p> <p>ル スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>レ 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用す</p>	<p>フ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</p> <p>ヘ ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白</p> <p>ホ 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの</p> <p>マ 骨、角、きば、ひずめ又は貝殻の引割り又は乾燥研磨で原動機を使用するもの</p> <p>ミ 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの</p> <p>ム レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>メ 墨、懐炉灰又は練炭の製造</p> <p>モ 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。）</p> <p>ヤ 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>ユ ガラスの製造又は砂吹き</p> <p>ヨ 金属の溶射又は砂吹き</p> <p>ラ 鉄板の波付加工</p> <p>リ ドラム缶の洗浄又は再生</p> <p>ル スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>レ 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用す</p>

改正後		改正前	
<p>るもの</p> <p>ロ スエージングマシン又はロールを用いる金属の鍛造</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の9に定めるもの(法別表第2(り)項第4号の規定により定めるもの(アルコール類の貯蔵又は処理に供するものを除く。))に限る。)</p> <p>(3) キャバレー、料理店 ____その他これらに類するもの</p> <p>(4) 原動機を使用する自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) 劇場、映画館若しくは演芸場又はナイトクラブ ____その他これに類するもの</p> <p>(6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので次に定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)</p> <p>ア 床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)</p> <p>イ 総合的設計による1団地の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動</p>		<p>るもの</p> <p>ロ スエージングマシン又はロールを用いる金属の鍛造</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の9に定めるもの(法別表第2(り)項第4号の規定により定めるもの(アルコール類の貯蔵又は処理に供するものを除く。))に限る。)</p> <p>(3) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(4) 原動機を使用する自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) 劇場、映画館又は演芸場 ____</p> <p>(6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので次に定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)</p> <p>ア 床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)</p> <p>イ 総合的設計による1団地の建築物に附属する自動車車庫で、床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動</p>	

改正後		改正前	
<p>車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該団地内の建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(10) 観覧場又は店舗、飲食店若しくは展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分(観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>		<p>車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該団地内の建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないもの(3階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(10) 観覧場又は店舗、飲食店若しくは展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分(観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>	

議案第 30 号

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広域都市計画事業下永第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業及び盛岡広域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業について、清算金の徴収事務の終了により当該事業に係る全ての事務が完了したことから、条例を廃止しようとするものである。

2 条例の内容

盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程及び盛岡広域都市計画事業下永林第三地区土地区画整理事業施行規程を廃止する。

3 施行期日

公布の日

議案第 31 号

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称及び道明地区土地区画整理審議会の委員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 事業の施行地区に含まれる地域の名称から、向中野字畑返の全部、津志田 6 地割の一部及び津志田 9 地割の一部を削る。

(2) 道明地区土地区画整理審議会の委員の定数を次のように改める。

	改正前	改正後
委員の定数	15人	10人
委員のうち学識経験を有する者の人数	3人	2人

3 施行期日

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9 項の公告の日

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 平成14年3月29日条例第13号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 目次、第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。 向中野字石川町の一部 向中野字才川の一部 向中野字細谷地の一部 向中野字道明の一部 向中野字東道明の一部 向中野字幅の一部 向中野字鶴子の一部</p> <p>津志田4地割の一部 津志田5地割の一部</p> <p>飯岡新田5地割の一部 飯岡新田6地割の一部 飯岡新田8地割の一部</p> <p>第4条から第9条まで 略 (委員の定数)</p> <p>第10条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、<u>10人</u>とする。 2 委員のうち<u>2人</u>は、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうち</p>	<p>○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 平成14年3月29日条例第13号 改正 略</p> <p>盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 目次、第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。 向中野字石川町の一部 向中野字才川の一部 向中野字細谷地の一部 向中野字道明の一部 向中野字東道明の一部 向中野字幅の一部 向中野字鶴子の一部 向中野字畑返の全部</p> <p>津志田4地割の一部 津志田5地割の一部 津志田6地割の一部 津志田9地割の一部</p> <p>飯岡新田5地割の一部 飯岡新田6地割の一部 飯岡新田8地割の一部</p> <p>第4条から第9条まで 略 (委員の定数)</p> <p>第10条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、<u>15人</u>とする。 2 委員のうち<u>3人</u>は、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうち</p>

改正後	改正前
<p>ちから選任する。 第11条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において 準用する同条第9項の公告の日から施行する。</p>	<p>ちから選任する。 第11条から第26条まで 略 附 則 略</p>

議案第 32 号

盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

玉山区内で実施している公設浄化槽事業について、経年劣化等に伴う更新費用等の将来の市費負担を抑制するため、公設浄化槽の新規設置を終了しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 公設浄化槽の設置の申請は、平成28年3月31日までに限り行うことができることとする。
- (2) 附則において盛岡市公設浄化槽事業分担金条例（平成19年条例第67号）を廃止する。

3 施行期日

- (1) 2 - (1) 公布の日
- (2) 2 - (2) 平成28年4月1日

4 その他

- (1) 平成27年度までに整備済みの公設浄化槽の維持管理は、今後も市が行う。
- (2) 平成28年度以降は、浄化槽設置費補助事業の対象地域を玉山区内の公設浄化槽事業区域に拡大する予定である。

盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市公設浄化槽条例</p> <p>第1条から第3条まで 略 (設置の申請等)</p> <p>第4条 事業区域内の住宅等の所有者(当該住宅等を建築しようとし、又は建築している場合にあつては、建築主)又は敷地について権原を有する者で公設浄化槽の設置を希望するものは、市長の定めるところにより、市長に設置の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、その結果について当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>第5条から第24条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 第4条第1項の申請は、平成28年3月31日までに限り行うことができる。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 盛岡市公設浄化槽事業分担金条例(平成19年条例第67号)は、廃止する。</p>	<p>○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号 改正 略</p> <p>盛岡市公設浄化槽条例</p> <p>第1条から第3条まで 略 (設置の申請等)</p> <p>第4条 事業区域内の住宅等の所有者(当該住宅等を建築しようとし、又は建築している場合にあつては、建築主)又は敷地について権原を有する者で公設浄化槽の設置を希望するものは、市長の定めるところにより、市長に設置の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、その結果について当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>第5条から第24条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 33 号

盛岡市消防団設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市消防団本部を盛岡中央消防署に併設するため、盛岡市消防団の位置を改めようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市消防団の位置を次のように改める。

改正前	改正後
盛岡市大沢川原三丁目 3 番 5 号	盛岡市盛岡駅西通一丁目 27 番 55 号

3 施行期日

平成28年 6 月 1 日

盛岡市消防団設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市消防団設置条例 昭和42年3月28日条例第6号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市消防団設置条例 盛岡市消防団設置条例（昭和23年条例第63号）の全部を改正する。 消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市消防団</td> <td>盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号</td> <td>盛岡市一円</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略 附 則（平成 年条例第 号） この条例は、平成28年6月1日から施行する。</p>	名称	位置	区域	盛岡市消防団	盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号	盛岡市一円	<p>○盛岡市消防団設置条例 昭和42年3月28日条例第6号 改正 略</p> <p>盛岡市消防団設置条例 盛岡市消防団設置条例（昭和23年条例第63号）の全部を改正する。 消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市消防団</td> <td>盛岡市大沢川原三丁目3番5号</td> <td>盛岡市一円</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 略</p>	名称	位置	区域	盛岡市消防団	盛岡市大沢川原三丁目3番5号	盛岡市一円
名称	位置	区域											
盛岡市消防団	盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号	盛岡市一円											
名称	位置	区域											
盛岡市消防団	盛岡市大沢川原三丁目3番5号	盛岡市一円											

議案第 34 号

盛岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について

1 制定の趣旨

消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正に伴い、消費生活相談体制を強化することにより消費者被害を防止し、消費者の安心及び安全を確保するため、同法第10条の2第1項の規定に基づき条例で定めることとされた、消費生活センターの組織及び運営、情報の安全管理等に関する事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 消費生活センターの組織及び運営に関する事項

ア 市長は、消費生活センターを設置したときは、次に掲げる事項を告示するものとし、これらを変更したときも同様とする。

(7) 消費生活センターの名称及び位置

(i) 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談への対応及び当該苦情の処理のためのあつせんを行う日及び時間

イ 消費生活センターに、次に掲げる職員を置くものとする。

(7) 消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長

(i) 消費生活センターの事務を行うために必要な職員

(ii) 消費生活相談員（消費生活相談員資格試験に合格した者（当該合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認めた者をいう。以下同じ。）

ウ 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を有していることその他の消費生活相談員の専門性に十分配慮した適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

エ 市長は、消費生活センターにおいて消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めなければならないものとする。

(2) 情報の安全管理に関する事項

市長は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第 35 号

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

施設の老朽化により貸出しが困難となっていることから、築川地区振興センターの屋内運動場を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

別表から築川地区振興センターの屋内運動場の使用料に係る部分を削る。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前				
<p>○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年3月24日条例第10号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市地区振興センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。 別表 (第8条関係)</p>		<p>○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年3月24日条例第10号 改正 略 盛岡市地区振興センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 別表 (第8条関係)</p>				
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
庄ヶ畑地区 振興センター	研修室 300円 集会室 300円	400円 400円	500円 500円	700円 700円	900円 900円	1,200円 1,200円

改正後		改正前				
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
大葛地区 振興センター	研修室 300円 集会室 300円 調理室 400円	400円 400円 500円	500円 500円 600円	700円 700円 900円	900円 900円 1,100円	1,200円 1,200円 1,500円
中津川地区 振興センター	研修室 300円 集会室 300円	400円 400円	500円 500円	700円 700円	900円 900円	1,200円 1,200円
銭掛地区 振興センター	研修室 300円 集会室 300円 調理室 400円	400円 400円 500円	500円 500円 600円	700円 700円 900円	900円 900円 1,100円	1,200円 1,200円 1,500円
築川地区 振興センター	集会室 300円 和室 300円 小会議室 300円 調理室 400円	400円 400円 400円 500円	500円 500円 500円 600円	700円 700円 700円 900円	900円 900円 900円 1,100円	1,200円 1,200円 1,200円 1,500円
上米内地区 振興センター	大集会室 300円 研修室 300円 中会議室1 300円 中会議室2 300円 小会議室 300円	400円 400円 400円 400円 400円	500円 500円 500円 500円 500円	700円 700円 700円 700円 700円	900円 900円 900円 900円 900円	1,200円 1,200円 1,200円 1,200円 1,200円

改正後								改正前							
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
姫神地区振	ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	姫神地区振	ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
興センター	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	興センター	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

議案第 36 号

盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 廃止の内容

盛岡市農業委員会に関する条例を廃止する。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 その他

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた盛岡市農業委員会の委員については、廃止前の盛岡市農業委員会に関する条例の規定は、なおその効力を有するものとする。

議案第 37 号

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

みたけ老人福祉センターを設置しようとするものである。

2 改正の内容

設置する老人福祉センターの名称及び位置

名称	位置
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号

3 施行期日

規則で定める日

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																												
<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕下14番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕下14番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山老人福祉センター</td><td>盛岡市青山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺老人福祉センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号
名称	位置																																																												
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地																																																												
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																												
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																												
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																												
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																												
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																												
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																												
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																												
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																												
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																												
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																												
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																												
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																												
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地																																																												
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																												
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																												
盛岡市立北厨川老人福祉センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																												
盛岡市立青山老人福祉センター	盛岡市青山三丁目37番7号																																																												
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																												
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																												
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																												
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																												
盛岡市立厨川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																												
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																												
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																												
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																												
盛岡市立大慈寺老人福祉センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																												

改正後	改正前																																																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市湯沢1地割1番地39</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ老人福祉センター</td><td>盛岡市みたけ三丁目13番23号</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第 号） この条例は、規則で定める日から施行する。</p>	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr><td>盛岡市立下太田老人福祉センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野老人福祉センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘老人福祉センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵老人福祉センター</td><td>盛岡市南大通一丁目7番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立西厨川老人福祉センター</td><td>盛岡市北天昌寺町7番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北老人福祉センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南老人福祉センター</td><td>盛岡市湯沢1地割1番地39</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内老人福祉センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園老人福祉センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂老人福祉センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部老人福祉センター</td><td>盛岡市乙部28地割34番地5</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田老人福祉センター</td><td>盛岡市津志田西二丁目16番90号</td></tr> <tr><td>盛岡市立築川老人福祉センター</td><td>盛岡市川目第10地割78番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略</p>	盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号	盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号	盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39	盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5	盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号	盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22																																																						
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																						
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																						
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																						
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																						
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																						
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39																																																						
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																						
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																						
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																						
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																						
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																						
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																						
盛岡市立みたけ老人福祉センター	盛岡市みたけ三丁目13番23号																																																						
盛岡市立下太田老人福祉センター	盛岡市下太田14番地22																																																						
盛岡市立加賀野老人福祉センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																						
盛岡市立緑が丘老人福祉センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																						
盛岡市立杜陵老人福祉センター	盛岡市南大通一丁目7番5号																																																						
盛岡市立西厨川老人福祉センター	盛岡市北天昌寺町7番27号																																																						
盛岡市立仙北老人福祉センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																						
盛岡市立都南老人福祉センター	盛岡市湯沢1地割1番地39																																																						
盛岡市立上米内老人福祉センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																						
盛岡市立北松園老人福祉センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																						
盛岡市立上堂老人福祉センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																						
盛岡市立乙部老人福祉センター	盛岡市乙部28地割34番地5																																																						
盛岡市立津志田老人福祉センター	盛岡市津志田西二丁目16番90号																																																						
盛岡市立築川老人福祉センター	盛岡市川目第10地割78番地1																																																						

議案第 38 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート3号館を設置しようとするものである。

2 改正の内容

別表に市営青山三丁目アパート3号館を加える。

3 施行期日

平成28年5月1日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第 号） この条例は、平成28年5月1日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p>					<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>				
名称	位置	竣（し ゆん） 工年度	戸数	構造	名称	位置	竣（し ゆん） 工年度	戸数	構造
略									
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建	市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建
市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建	市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火3階 建

改正後					改正前				
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建	市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 建	市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 建	市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 建
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平27	36（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48（うち 身体障害 者用住宅 1）	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁目	昭46	32（うち 身体障害 者用住宅 4）	中層耐火5階 建	市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁目	昭46	32（うち 身体障害 者用住宅 4）	中層耐火5階 建

改正後					改正前				
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁 目	昭47	45	中層耐火5階 建	市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁 目	昭47	45	中層耐火5階 建
略					略				

議案第 39 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立保育所民営化計画及び第3次民営化実施計画に基づき、盛岡市立みたけ保育園を平成29年4月1日から民営化しようとするものである。

なお、みたけ保育園の運営は、社会福祉法人岩手県同胞援護会が引き継ぐものである。

2 改正の内容

第3条の表からみたけ保育園の項を削る。

3 施行期日

平成29年4月1日

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																						
<p>○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。 第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、 保育所を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりやがわ保育園</td> <td>盛岡市新田町9番33号</td> </tr> <tr> <td>太田保育園</td> <td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td> </tr> <tr> <td>きたくり保育園</td> <td>盛岡市厨川一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>あべたて保育園</td> <td>盛岡市安倍館町14番40号</td> </tr> <tr> <td>とりよう保育園</td> <td>盛岡市肴町2番8号</td> </tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td> <td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td> </tr> <tr> <td>うえだ保育園</td> <td>盛岡市高松一丁目9番43号</td> </tr> <tr> <td>手代森保育園</td> <td>盛岡市手代森22地割49番地1</td> </tr> <tr> <td>見前保育園</td> <td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td> </tr> <tr> <td>永井保育園</td> <td>盛岡市永井10地割172番地</td> </tr> <tr> <td>乙部保育園</td> <td>盛岡市乙部29地割67番地2</td> </tr> <tr> <td>東見前保育園</td> <td>盛岡市東見前5地割102番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則（平成28年条例第 号） この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	永井保育園	盛岡市永井10地割172番地	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地	<p>○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 略</p> <p>盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。 第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、 保育所を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりやがわ保育園</td> <td>盛岡市新田町9番33号</td> </tr> <tr> <td>みたけ保育園</td> <td>盛岡市青山三丁目37番47号</td> </tr> <tr> <td>太田保育園</td> <td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td> </tr> <tr> <td>きたくり保育園</td> <td>盛岡市厨川一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>あべたて保育園</td> <td>盛岡市安倍館町14番40号</td> </tr> <tr> <td>とりよう保育園</td> <td>盛岡市肴町2番8号</td> </tr> <tr> <td>さくらがおか保育園</td> <td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td> </tr> <tr> <td>うえだ保育園</td> <td>盛岡市高松一丁目9番43号</td> </tr> <tr> <td>手代森保育園</td> <td>盛岡市手代森22地割49番地1</td> </tr> <tr> <td>見前保育園</td> <td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td> </tr> <tr> <td>永井保育園</td> <td>盛岡市永井10地割172番地</td> </tr> <tr> <td>乙部保育園</td> <td>盛岡市乙部29地割67番地2</td> </tr> <tr> <td>東見前保育園</td> <td>盛岡市東見前5地割102番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	永井保育園	盛岡市永井10地割172番地	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地
名称	位置																																																						
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																																						
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																																						
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号																																																						
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																																						
とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号																																																						
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																																						
うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号																																																						
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																																						
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																																						
永井保育園	盛岡市永井10地割172番地																																																						
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																																						
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地																																																						
名称	位置																																																						
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																																						
みたけ保育園	盛岡市青山三丁目37番47号																																																						
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																																						
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号																																																						
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																																						
とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号																																																						
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																																						
うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号																																																						
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																																						
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																																						
永井保育園	盛岡市永井10地割172番地																																																						
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																																						
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地																																																						

議案第 40 号

盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

特別支援教育の推進を図る観点から、盛岡市障害児就学指導委員会の名称及び同委員会に調査審議させる事項を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 委員会の名称を「盛岡市教育支援委員会」に改める。
- (2) 委員会に、教育上特別な支援を必要とする就学予定者並びに児童及び生徒に対する教育上必要な支援の内容について調査審議させることとする。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 その他

現在の委員を盛岡市教育支援委員会の委員に引き続き委嘱し、又は任命されたものとみなすこととする。

盛岡市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市教育支援委員会条例 平成4年3月24日条例第66号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市教育支援委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 教育上特別な支援を必要とする就学予定者並びに児童及び生徒に対する教育上必要な支援の内容について調査審議させるため、教育委員会の諮問機関として盛岡市教育支援委員会 (以下「委員会」という。) を置く。 (組織)</p> <p>第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 医師 (2) 教育職員 (3) 知識経験を有する者 (4) 関係行政機関の職員</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第3条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第4条 委員会は、教育委員会が招集する。 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p>	<p>○盛岡市障害児就学指導委員会条例 平成4年3月24日条例第66号 改正 略 盛岡市障害児就学指導委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 障害のある 就学予定者並びに児童及び生徒に対する適正な就学指導 について調査審議させるため、教育委員会の諮問機関として盛岡市障害児就学指導委員会 (以下「委員会」という。) を置く。 (組織)</p> <p>第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 医師 (2) 教育職員 (3) 知識経験を有する者 (4) 関係行政機関の職員</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第3条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第4条 委員会は、教育委員会が招集する。 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p>

改正後	改正前
<p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門委員)</p> <p>第5条 専門的な事項を調査させるため、委員会に専門委員若干人を置く。 2 専門委員は、教育職員及び知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。 (補則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際現に盛岡市障害児就学指導委員会の委員である者は、改正後の盛岡市教育支援委員会条例第2条第1項の規定により盛岡市教育支援委員会の委員に委嘱し、又は任命された者とみなし、その委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までとする。</p>	<p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門委員)</p> <p>第5条 専門的な事項を調査させるため、委員会に専門委員若干人を置く。 2 専門委員は、教育職員及び知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。 (補則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。 附 則 略</p>

議案第 41 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

定員割れの状況に直面していること等の理由から、廃止を前提に平成26年度から募集を停止している盛岡市立高等学校英語科について、平成25年度の入学者が卒業する平成27年度末をもって廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第4条の表から英語科を削る。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市立学校に関する条例</p> <p>第1条から第3条まで 略 (高等学校)</p> <p>第4条 高等学校を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">課程</th> <th style="text-align: center;">学科</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立高等学校</td> <td style="text-align: center;">全日制</td> <td style="text-align: center;">普通科 商業科</td> <td style="text-align: center;">盛岡市上太田上川原96番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条及び第6条 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	課程	学科	位置	盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科	盛岡市上太田上川原96番地	<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略</p> <p>盛岡市立学校に関する条例</p> <p>第1条から第3条まで 略 (高等学校)</p> <p>第4条 高等学校を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">課程</th> <th style="text-align: center;">学科</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市立高等学校</td> <td style="text-align: center;">全日制</td> <td style="text-align: center;">普通科 商業科 英語科</td> <td style="text-align: center;">盛岡市上太田上川原96番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条及び第6条 略 附 則 略</p>	名称	課程	学科	位置	盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科 英語科	盛岡市上太田上川原96番地
名称	課程	学科	位置														
盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科	盛岡市上太田上川原96番地														
名称	課程	学科	位置														
盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科 英語科	盛岡市上太田上川原96番地														

議案第 42 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市公共下水道基本計画を見直すに当たり、下水道事業の予定処理区域等を改めようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画 1 日最大汚水量を次のとおり改める。

	予定処理区域	計画処理人口	計画 1 日最大汚水量
改正前	8,277ヘクタール	29万 500人	16万 4,150立方メートル
改正後	6,336ヘクタール	25万 9,000人	11万 9,395立方メートル

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略 平成28年3月 日条例第 号 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 6,336ヘクタール</td> <td>25万9,000人</td> <td>11万9,395立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。 別表 略</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,336ヘクタール	25万9,000人	11万9,395立方メートル	<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール</td> <td>29万500人</td> <td>16万4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略 別表 略</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,336ヘクタール	25万9,000人	11万9,395立方メートル																														
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル																														